

3 共済業務運営の適正化

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 制度の仕組み</p> <p>農業災害補償制度に基づく共済事業は、農災法第83条により、農作物共済事業、家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の5種類の制度共済事業並びに任意共済事業の計6種類の事業とされている。</p> <p>また、各共済事業の対象物（以下「共済目的」という。）及び補償対象事故（以下「共済事故」という。）は、農災法第84条の規定に基づき、共済事業の種類ごとに定められており、例えば、農作物共済事業の場合、①共済目的は、水稻、陸稲及び麦の3種類の作物であり、②共済事故は、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害とされている。</p> <p>制度共済事業における共済の引受け、共済掛金の徴収、共済事故発生時における損害の評価及び被災農家等に対する共済金等の支払に係る制度の主な仕組みは、以下のとおりである。</p>	<p>表1-(3)-①</p>
<p>ア 共済の引受け</p> <p>(7) 共済関係の成立手続等</p> <p>a 共済関係の成立手続等の概要</p> <p>組合等と農家等との共済関係の成立及び共済責任の開始時期は、農災法により、共済事業の種類ごとに次のように定められている。</p> <p>① 農作物共済事業においては、共済関係は、i)当然加入農家等（注1）は、農家等の耕作等の事実をもって成立し、ii)任意加入農家等（注2）は、農家等からの共済関係成立の申出に対し、組合等がその申出を受理した日から20日以内に正当な理由を付し、これを拒否しない限り成立するとされている（注3）。</p> <p>また、共済責任期間は、i)水稻については、本田移植期(直播する場合は発芽期)（注4）から収穫をするに至るまでの期間とされており、ii)麦又は陸稲については、発芽期(移植をする場合には移植期)から収穫をするに至るまでの期間とされている。</p> <p>（注）1 水稻、陸稲及び麦の耕作面積が、一定規模以上の農家等をいう。一定規模以上の「一定規模」とは、i)水稻にあつては耕作面積が20a以上40a以下（北海道においては30a以上1ha以下）又はii)陸稲及び麦にあつては10a以上30a以下（北海道においては、陸稲にあつては30a以上1ha以下又は麦にあつては40a以上1ha以下）の範囲内の面積で都道府県知事が定める面積である。</p> <p>2 水稻、陸稲及び麦の耕作面積の規模が当然加入農家等の規模未満の農家等であつて、かつ、都道府県知事が定める規模以上のものをいう。</p> <p>3 一旦この申出により成立した共済関係は、農災法第104条の3等により「共済関係が存しない」等の場合を除き、将来に向かって存することとなるため、共済関係が消滅した場合を除き、共済関係成立の申出は不要である。</p> <p>4 本田移植とは、苗床で栽培した稲の苗を田に移植すること。いわゆ</p>	<p>表2-(3)-①</p> <p>表2-(3)-②</p>

勸 告	説明図表番号
<p>る田植えのことである。一方、直播とは、籾を田に直接播く栽培方法である。</p> <p>② 家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業においては、共済関係は、農家等が組合等に対して加入申込みを行い、組合等がこれを承諾することによって成立するとされている。</p> <p>また、共済責任期間は、i) 果樹共済事業について、収穫共済（果実の減収と品質の低下による損害を対象とする共済事業）は、花芽の形成期からその花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間）、樹体共済（樹体の損害を対象とする共済事業）は、組合等が定める日から1年間とされており、ii) 畑作物共済事業について、農作物は、発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫するに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につきこれと異なる期間を定めたときは、その農作物については、その農林水産大臣の定めた期間）、iii) 家畜共済事業及び園芸施設共済事業について、農家等が共済掛金を納付した日の翌日から開始するとされている。</p> <p>③ 共済掛金の納付期限については、原則として（注1）、i) 農作物共済事業は、毎年、共済責任期間の開始するときまでに、ii) 果樹共済事業及び畑作物共済事業は、組合等が共済責任期間の開始する時として定款等（注2）で定めた期日までに組合等に払い込むこととされている。</p> <p>このように、農業災害補償制度において、共済責任期間は、組合等と農家等との共済関係又は共済責任の成立に密接にかかわっていることから、組合等は、作目等ごとに共済責任期間の開始時期を踏まえ、定款等に、共済加入申込期限、共済掛金の納入期限等を適切に設定する必要があると考えられる。</p> <p>（注）1 共済掛金の納付期限については、農林水産省令の定めるところにより、定款等で特別の定めをした場合など、上記の原則と異なる場合がある。例えば、農作物共済の場合は、当該納付期限を、上記の原則の期限から二月（当該二月を経過する時までに当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期として定款等で定める時期までの期間）を超えない範囲内で延長することができる。</p> <p>2 定款等とは、農業共済組合にあつては定款及び共済規程、市町村又は一部事務組合にあつては条例及び規則をいう（以下同じ。）。</p>	<p>表2-(3)-③</p> <p>表2-(3)-④</p> <p>表2-(3)-⑤</p>

勸 告	説明図表番号
<p>b 共済関係の成立手続に関する農林水産省の指導等</p> <p>総務省（当時は総務庁）は、平成3年7月から9月にかけて実施した農業災害補償制度に関する行政監察（以下「農業災害補償制度行政監察」という。）において、水稻の品種が変わり本田移植期が早まっているにもかかわらず定款等の見直しが行われていないため、定款等に規定されている共済加入申込期限等の期日が本来の共済責任期間開始後に規定されているもの、加入申込みや加入承諾が共済責任期間開始後となっているものなどの事例がみられたことから、農林水産省に対し、4年12月、定款等に規定することとされている農作物共済事業等の共済加入申込期限等を生産の実態に即して共済責任期間開始前とすること及び加入申込・加入承諾等の期限の遵守について組合等を指導することを勧告している。</p> <p>この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年11月に「農業災害補償制度の適切な運営について」（平成5年11月2日付け5農経B第3029号農林水産省経済局長通達。以下「平成5年経済局長通達」という。）を発出し、組合等に対し、①共済細目書の提出期日及び共済加入申込期間を適切に設定する、②加入承諾等の期限の遵守に努める、③定款等で適正な払込期限を定めるよう指導することを指導している。</p> <p>また、農林水産省は都道府県に対し、平成15年9月に「大豆に係る畑作物共済の共済責任期間の始期と共済掛金払込期限等について」（平成15年9月8日付け農林水産省経営局保険課畑作物・園芸施設再保険班事務連絡。以下「平成15年9月保険班事務連絡」という。）を発出し、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号。以下「農災法の一部改正法」という。）による共済規程等の新設（注）に併せ、組合等に対して、組合等ごとの発芽期（麦の後作として大豆を栽培する組合等にあつては当該発芽期）に基づき、組合等の規定する共済規程等の加入申込書の提出期限及び共済掛金の払込期限を定めるよう指導することを指導している。</p> <p>（注）農災法の一部改正法（平成16年4月1日施行）前は、農業共済団体の自治法規としては、定款のみが法定され、団体の目的、名称、区域といった根本的な事項のほか、事業の細目に関する事項についても、定款で定めることとされていた。しかし、農災法においては、定款を変更する場合には、総（代）会の通常議決（出席者の議決権の過半数）ではなく、特別議決（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決）が必要とされている。</p> <p>このため、農業共済団体が、多様化している組合員の共済ニーズに応え、機動的な運営を行うことが可能となるよう、平成15年の農災法の改正により、従来は定款で規定することとされていた事項のうち、事業の細目に関する事項については、組合又は連合会の総（代）会の通常議決において変更できるよう、組合については共済規程が、連合会については保険規程が新たに導入された。これにより、事業の細目に関する事項については、定款に規定すべき事項から共済規程又は保険規程に規定すべき事項とされた。</p>	<p>表2-(3)-⑥</p>

勸 告	説明図表番号
<p>(イ) 加入資格基準等</p> <p>a 加入資格基準</p> <p>農業災害補償制度は、農業経営の安定と農業生産力の発展に資することを目的とし、国が共済掛金の一部（約2分の1）を負担する制度であることから、極めて零細な生産規模の農家等については農業共済事業の対象としないこととされている。農業共済事業の対象としない者（加入資格から除外する者）の基準については、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「農災法施行規則」という。）において共済事業の種類ごとに、次のように定められている。</p> <p>① 農作物共済事業については、水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が10a（北海道は、30a）以上で、かつ、都道府県知事が水稲、陸稲又は麦ごとに定める当然加入基準面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内で組合等が定款等で定める面積未満の規模で水稲、陸稲及び麦を耕作している者とされている。</p> <p>② 果樹共済事業については、共済目的の種類等ごとの栽培面積（ハウス栽培のうんしゅうみかん及びぶどうについては2倍に換算）がいずれも5a以上30a以下の範囲内で組合等が定款等で定める面積未満の規模で果樹を栽培している者とされている。</p> <p>③ 畑作物共済事業については、農作物にあつては、共済目的の種類等ごとの栽培面積がいずれも5a以上30a以下（北海道は、30a以上1ha以下）の範囲内で、蚕繭にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量がいずれも0.25箱以上2箱以下の範囲内で、組合等が定款で定める面積又は箱数未満の規模で農作物の栽培又は養蚕の業務を行っている者とされている。</p> <p>④ 園芸施設共済事業については、特定園芸施設（注）の設置面積（ガラス室の場合は、2倍換算）が2a以上5a以下の範囲内で組合等が定款等で定める面積未満の者とされている。</p> <p>（注） 施設園芸の用に供する施設のうち、温室等その内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。）</p> <p>⑤ 家畜共済については、牛、馬又は豚について養畜の業務を営む者が加入資格者とされており、飼養頭数等で除外すべき農家等の基準は設けられていない。</p> <p>b 加入資格基準等の審査に関する農林水産省の指導等</p> <p>組合等は、共済の引受けに当たっては、引受要綱等により、農家等が加入資格基準を満たしているか否かを審査するとともに、共済加入申込書等の内容について、耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績、水田農業実施計画（確認野</p>	<p>表2-(3)-⑦</p> <p>表2-(3)-⑧</p>

勸 告	説明図表番号
<p>帳)等により検討するなど、的確に審査を行うこととされている。</p> <p>共済の引受けに当たっての組合等の審査について、農林水産省は、次のような指導を行っている。</p> <p>① 農作物共済の引受けに当たっては、「農作物共済引受要綱について」(昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知)により、組合等は、組合員等から共済細目書が提出されたときは、市町村等関係機関の協力を得て、次の方法などにより、共済細目書の内容の検討を行うこととされている。</p> <p>i) 耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等について、過去の引受実績、水田農業経営確立対策実施計画(生産調整実施計画)の確認野帳(農家別の生産調整面積が記載されている帳簿。以下「確認野帳」という。)等により検討する。</p> <p>ii) 申告面積が過大又は過少となっていないかについて、申告面積と前年産引受面積等とを比較することにより検討する。</p> <p>また、農作物共済のうち、水稲の引受けに当たっては、「米生産調整に関連する農作物共済における水稲の引受けの適正化について」(昭和45年8月31日付け45農経B第2431号農林水産省経済局長通達。以下「経済局長通達」という。)により、組合等は、調整水田(米生産調整奨励補助金の交付の対象となった耕地)を引受けの対象としないよう特に留意する。</p> <p>② 畑作物共済の引受けに当たっては、「畑作物共済引受要綱について」(昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知)により、組合等は、加入申込書が提出されたときは、畑作台帳、作付基準、前年の引受実績又は出荷実績等により、加入申込書の記載内容について、次の事項等の確認を行うこととされている。</p> <p>i) 誤記、記入漏れ、架空申告の有無等</p> <p>ii) 栽培面積が適正に記入されているか。</p> <p>iii) うね落とし栽培又は他の農作物との間作若しくは混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるか。また、その実利用面積の把握が適正に行われているか。</p> <p>このほか、引受けに当たっては、i) 畑作物は、連作による病虫害の多発、地力の減退を生じやすいことから、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及びてん菜については連作をしてはならない(緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による弊害が認められない場合を除く。)こと、豆類の栽培割合が50%以下でなければならないこと(この要件は北海道のみ)などを定めた作付基準を定款等で定めることとされ、組合等は、定款等において当該作付基準に適合しない畑作地の引受けを行わないこととされている。</p> <p>③ 家畜共済にあっては、共済引受け時点で既に疾病・傷害が発生している家畜を明確にし、その疾病・傷害の状況を確認するため、「家</p>	

勸 告	説明図表番号
<p>畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和61年3月31日付け農経B第804号農林水産省経済局長通知)において、組合等は、家畜に対する健康診断を実施した上で引受けを行うことなどが定められている。</p> <p>また、共済の引受けについては、上述(1)-ア-(ア)-bの農業災害補償制度行政監察において、①基準収穫量の設定が適切に行われていない、②耕地面積等の加入資格基準を満たさない農家等を加入させている等の事例がみられたことから、農林水産省に対し、①基準収穫量の生産の実態に即した適切な設定、②加入資格、加入申込耕地等の状況の十分な審査・確認が図られるよう、組合等を指導することについて勧告している。</p> <p>この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年経済局長通達を発出し、組合等に対して基準収穫量の適切な設定、引受時の審査、事務処理の的確な実施を行うよう指導することを指導している。</p> <p>イ 共済掛金の徴収</p> <p>(7) 共済掛金の徴収業務の概要</p> <p>共済に加入する農家等は、農災法第86条において、定款等で定めるところにより、共済掛金を組合等に納付しなければならないとされている。</p> <p>共済掛金の納付期限は、農災法において、原則として、農作物共済事業については共済責任期間の開始する時までとされ、果樹共済事業及び畑作物共済事業については組合等が共済責任期間の開始する時として定款等で定めた期日までとされている。なお、共済掛金の納入が共済責任の開始の条件となっている家畜共済事業及び園芸施設共済事業については、農災法においては納入期限が定められていない。</p> <p>共済掛金を滞納する農家等に対する措置については、農災法第87条の2において、組合は、当然加入制を採る農作物共済事業にあつては農家等に共済掛金を確実に納付させるため、①督促状により、期限を指定して督促しなければならないこと、②督促してもなお完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができること、③滞納に係る共済掛金の額につき、年10.75%の割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で計算した延滞金を徴収することができることとされている。</p> <p>果樹共済事業及び畑作物共済事業にあつては、農作物共済事業とは異なり、組合等は共済掛金の督促を行うことは義務付けられておらず、共済掛金の納付期限までに共済掛金の払込みがない場合には、組合等は、民法第541条の規定に基づき共済関係を解除することができることとされ、また、農林水産省が定める組合等の定款等の例文(注)においても、組合員等から正当な理由がないにもかかわらず共済掛金の納付期限までに共済掛金の払込みがない場合には、共済関係を解除する旨の規定が設けら</p>	<p>表2-(3)-⑨</p> <p>表2-(3)-⑩</p>

勸 告	説明図表番号
<p>れている。ただし、農作物共済事業以外の共済事業であっても、共済掛金の分納制度（共済掛金を2回以上に分割して納付するもの）を利用している農家等が2回目以降の共済掛金の支払を滞納した場合には、組合等は、定款等の定めるところにより農作物共済事業に準じて督促を行うとともに、延滞金を徴収することとされている。</p> <p>(注) 農林水産省は、「農業共済組合模範定款例の基準」（昭和38年12月27日付け38農経B第4054号）、「農業共済組合模範共済規程例の基準」（平成16年1月9日付け415経営第5367号）、「共済事業を行う市町村の模範条例の基準」（昭和38年12月27日付け38農経B第4054号）、「農業共済組合連合会模範定款例」（昭和39年1月23日付け39農経B第183号）及び「農業共済組合連合会模範保険規程例」（平成16年1月9日付け15経営第5367号）により、定款等並びに連合会の定款及び保険規程の例文を示している。</p> <p>(イ) 共済掛金の徴収に係る農林水産省の指導等</p> <p>共済掛金の徴収については、上述(1)-ア-(ア)-bの農業災害補償制度行政監察において、①組合等の定款等で規定されている共済掛金納入期限が遵守されていない、②共済掛金の未納者に対する督促及び延滞金の徴収が行われていない、③分納に際して必要とされる保証等を確保していないなどの事例がみられたことから、農林水産省に対し、①共済掛金の期限内徴収の徹底、②正当な理由なく共済掛金の納付を遅滞している農家等に対する督促及び延滞金徴収の徹底、③延納、分納制度における運用の適正化等が図られるよう、組合等を指導することについて勧告している。</p> <p>この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年経済局長通達を発出し、組合等に対し、①払込みが遅延している農家等に対しては、定款等の定めに従い、督促、延滞金の徴収、契約の解除等適正な措置を採る、②共済掛金の分納・延納を承認する際には確実な担保又は保証を徴するよう組合等を指導することを指導している。</p> <p>また、農林水産省は都道府県に対し、平成6年10月に「農作物共済（水稲）事業の適切な運営について」（平成6年10月31日付け6農経B第3286号農林水産省経済局長通達）を発出し、組合等に対し、①共済掛金の期限内徴収に努める、②共済掛金の未納組合員等に対しては期限を指定して督促を行うとともに定款等の定めにしたがって延滞金を徴収するよう指導することを指導するとともに、「農作物共済（水稲）の適切な運営に関する指導上の留意事項について」（平成6年10月31日付け6-62農林水産省経済局保険業務課長通知）を発出し、組合等に対し、督促状は原則として定款等で定める納入期限から20日以内に発するよう指導することを指導している。</p>	<p>表2-(3)-⑩</p>

勸 告	説明図表番号
<p>ウ 損害評価</p> <p>(7) 損害評価の概要</p> <p>損害評価は、農家等が共済事故によって損害を受けた場合に、連合会及び組合等がその損害の量又は損害の額を把握・査定することであり、農林水産省は農災法第98条の2の規定に基づき、損害評価のための準則（以下「損害認定準則」という。）を定めているほか、損害評価のための要綱等（以下「損害評価要綱等」という。）を共済事業の種類ごとに策定し、損害評価の具体的な実施方法を示している。</p> <p>組合等は、損害認定準則及び損害評価要綱等に基づき、共済事故が発生し、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、農家等に対し、遅滞なくその旨を組合等に通知させ、また、組合等が通知を受けたときは、通知に係る耕地のすべてに対し、組合等が指定する損害評価員に損害を調査させるとともに、損害評価員による調査の結果を検定するため、損害評価員による調査の終了後に損害評価会委員及び組合等の職員が抜取調査等（注1）を行うとされている。</p> <p>また、連合会は、組合等の調査結果を検定するため、組合等から損害の通知を受けたときは、連合会の抜取調査（注2）を損害評価会委員及び連合会職員が実測の方法等により行うとされている。</p> <p>（注）1 組合等の抜取調査は、損害認定準則及び損害評価要綱等に基づき、組合の損害評価会の委員及び組合等の職員が、損害評価員が損害評価を行った耕地の中から、一部の耕地を抽出して実地に収穫量調査を行うもの。損害評価は、複数の損害評価員が地区を分担して行っているため、地区ごとで評価結果に不均衡が生じないように評価結果の均衡を図ること及び損害評価員の評価結果を確認すること（検定）を目的とする。</p> <p>2 連合会の抜取調査は、損害認定準則及び損害評価要綱等に基づき、連合会の損害評価会の委員又は連合会の職員が、組合等が現地調査を行った耕地の中から、一部の耕地を抽出して実地に収穫量調査を行うもの。組合等ごとの評価結果に不均衡が生じないように評価結果の均衡を図ること及び組合等の評価結果を確認すること（検定）を目的とする。</p> <p>なお、組合等は、損害評価要綱等に基づき、肥培管理（肥料等を施したり、水の管理を行うこと）の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量があると認められた場合には、共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量とを分割して評価を行い、共済事故以外の減収量は、減収として取り扱わないものとする（以下、この評価方法を「分割評価」という。）。</p> <p>(イ) 損害評価に関する農林水産省の指導等</p> <p>損害評価の実施については、上述(1)-ア-(7)-bの農業災害補償制度行政監察において、①損害評価は3人の損害評価員で編成する評価班が行うこととされているにもかかわらず1ないし2人で班を編成している、</p>	<p>表2-(3)-⑫ 表2-(3)-⑬</p> <p>図2-(3)-①</p> <p>表2-(3)-⑭</p> <p>表2-(3)-⑮</p>

勸 告	説明図表番号
<p>②損害評価員が自分の所属する集落や自己の耕地の評価を担当している、③抜取調査の対象筆数が規程で定められた数量に満たないなどの事例がみられたことから、農林水産省に対し、組合等が損害評価の要綱等に従った損害評価の適正な実施を図るよう、組合等を指導することについて勧告している。</p> <p>この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年経済局長通達を発出し、組合等に対して損害評価を損害評価要綱等に従い厳正に行うよう指導することを指導している。</p> <p>エ 共済金等の支払</p> <p>共済責任期間中において共済事故が発生した場合には、組合等は、農災法に基づき、農家等に対し、共済目的の種類等別に支払共済金の額を算定して共済金を支払うこととされている。また、「農業共済組合模範共済規程例の基準」や「共済事業を行う市町村の模範条例の基準」において、組合等は、連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、農家等が登録した金融機関の個人別預金口座に共済金を振り込むこととされている。</p> <p>また、家畜共済事業については、農災法第118条の規定に基づき、組合員等は、共済責任の開始した日から2週間以内の期間（以下、この期間を「待期間」という。）に共済事故が発生したときは、その共済事故の原因が共済責任の開始後に生じたことを証明しなければ共済金を請求することはできないとされている。</p> <p>なお、組合等は、共済事故が発生せずに共済責任期間が終了した場合には、共済掛金を返還する義務を負わないが、i) 組合員等が自己の責めに帰すべき事由がなく、一定期間組合等から共済金の支払を受けないとき、ii) 支払を受けた共済金が一定の額に満たないときには、農災法第102条の規定に基づき、組合員等に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる（以下、払い戻される共済掛金を「無事戻金」という。）とされている。無事戻金の算出方法等は、農災法施行規則第24条の規定に基づき、共済事業の種類ごとに定められている。</p>	<p>表2-(3)-⑩</p>
<p>(2) 調査結果</p> <p>今回、47都道府県の294組合等のうち、23道府県の85組合等において、平成13年度、14年度及び15年度について、農作物共済事業、家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の計5共済事業ごと、かつ、共済目的の種類別に、共済加入農家等の中から共済金の支払額が多い順に等間隔抽出法により原則として3ないし4農家等、延べ4,123農家等を選定し、共済の引受け、共済掛金徴収、損害評価、共済金及び無事戻金の支払の実施状況について調査した。その結果、83組合及び延べ1,104農家等について、次のような問題がみられ、これに係る過大支払額は約95万6,000円、過少支払額は約4万2,000円、未徴収額は約3万円となっている。</p>	<p>表2-(3)-⑰</p> <p>表2-(3)-⑱</p>

勸 告	説明図表番号
<p>ア 共済の引受け</p>	
<p>(7) 共済関係の成立手続等が不適切なものあり</p>	
<p>調査対象85組合等について、組合等が、作目等の生産の実態に即して共済責任期間の開始前に共済関係が成立するよう定款等に加入申込期限（農作物共済事業については、共済細目書の提出期限。以下同じ。）及び共済掛金の納入期限を適切に規定しているか調査するとともに、調査対象4,123農家等について、農家等の加入申込及び組合等の加入承諾等の手続きが共済責任期間の開始前に完了し、共済関係の成立が適切に行われているか調査した結果、次のとおり、定款等における共済の加入申込期限等の設定状況等が不適切なものが83組合等延べ479農家等みられた。</p>	<p>表 2-(3)-⑱</p>
<p>① 共済の加入申込期限等が共済責任期間の開始前となるように定款等に規定していないものが、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 農作物共済事業の水稻においては調査対象85組合等中81組合等、麦においては調査対象42組合等中41組合等、 ii) 果樹共済事業のうんしゅうみかんにおいては調査対象18組合等中2組合等、 iii) 畑作物共済事業のばれいしょにおいては調査対象6組合等中4組合等、大豆においては調査対象38組合等中27組合等 <p>についてみられる。</p>	<p>表 2-(3)-⑳</p>
<p>また、共済掛金の納入期限を共済責任期間開始前となるように定款等に規定していないものが、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 果樹共済事業のうんしゅうみかんにおいては調査対象18組合等中2組合等、ぶどうにおいては調査対象2組合等中1組合等、ももにおいては調査対象3組合等中1組合等、 ii) 畑作物共済事業のばれいしょ、大豆及び小豆においてはそれぞれ調査対象6組合等、38組合等及び7組合等すべて <p>についてみられる。</p>	<p>表 2-(3)-㉑</p>
<p>② 抽出対象4,123農家等を対象として、農作物共済事業においては共済責任期間の開始前までに共済細目書が提出されているか、また、果樹共済事業及び畑作物共済事業においては共済責任期間の開始前までに共済関係の成立手続きが完了しているかについて、農家等の加入申込みの時期、組合等の加入承諾の時期を調査した結果、共済責任期間の開始前までに組合等に共済細目書又は加入申込書（以下「加入申込書等」という。）を提出していない農家等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 農作物共済事業においては、水稻は調査対象85組合等834農家等中22組合等150農家等、麦は調査対象42組合等395農家等中17組合等103農家等、 ii) 果樹共済事業においては、うんしゅうみかんは調査対象18組合等171農家等中2組合等15農家等、 iii) 畑作物共済事業においては、ばれいしょは調査対象6組合等54 	<p>表 2-(3)-㉒</p>

勸 告	説明図表番号
<p>農家等中1組合等3農家等、大豆は調査対象38組合等351農家等中17組合等121農家等、小豆は調査対象7組合等63農家等中2組合等10農家等みられる。</p> <p>また、農家等が共済責任期間の開始前までに組合等に加入申込書等を提出しているにもかかわらず、組合等が共済責任期間の開始前までに加入承諾を行っていないものが、</p> <p>i) 果樹共済事業においては、うんしゅうみかんが1組合等1農家等及びなしが1組合等2農家等、</p> <p>ii) 畑作物共済事業においては、ばれいしょが2組合等10農家等、大豆が10組合等64農家等、計延べ14組合等77農家等でみられる。</p> <p>③ 畑作物共済の大豆を調査対象とした38組合等のうち、平成15年9月保険班事務連絡に基づき、畑作物共済事業の大豆について定款等に規定している共済加入申込時期等の見直しを実施しているものはみられない。</p> <p>これらの原因は、組合等が、定款等に規定している加入申込期限及び共済掛金の納入期限が共済責任期間の開始時期と乖離していることに問題意識を持たず、定款等の見直しを行っていないこと、また、組合等に対し常例検査を行っている都道府県においても、組合等が定款等で規定している加入申込期限等が共済責任期間の開始時期と乖離していることについて問題意識が薄く、常例検査において定款等の規定内容を検査していないこと等が挙げられる。</p>	<p>表2-(3)-㉓</p> <p>表2-(3)-㉔</p>
<p>(4) 加入資格基準等を遵守せず、共済引受が不適切なものあり</p> <p>調査対象85組合等4,123農家等について、組合等が共済引受け時に農家等や耕地等についての加入資格等を遵守し、引き受けを適正に行っているか調査した結果、次のとおり不適切なものが、53組合等延べ430農家等みられ、これに係る過大支払額は約93万6,000円、過少支払額は約4万2,000円となっている。</p> <p>① 組合等が定款等で定めている加入資格基準面積に満たない耕地しか保有せず、共済の加入資格がない農家等が加入しているものが6組合等8農家等みられる。このうち、3組合等3農家等については、災害等の発生に伴い共済金計約8万5,000円が支払われている。</p> <p>② 組合等が定款等で引き受けないとしている同一作物の連作耕地等を引き受けているものが6組合等56農家等みられる。このうち、1組合1農家等については、連作が原因とみられる病害に対し共済金約9万4,000円が支払われている。</p> <p>③ 共済金の支払には到っていないものの、同一の耕地を二重に引き受けているものが3組合等3農家等みられる。</p> <p>④ 耕地面積を実際の面積より過大又は過少に引き受けているものが10組合等12農家等みられる。このうち、4組合等5農家等については、</p>	<p>表2-(3)-㉕</p> <p>事例2-(3)-①</p> <p>表2-(3)-㉖</p> <p>事例2-(3)-②</p> <p>表2-(3)-㉗</p> <p>事例2-(3)-③</p> <p>表2-(3)-㉘</p> <p>事例2-(3)-④</p>

勸 告	説明図表番号
<p>過大又は過少に共済金が支払われ、その額は過大支払分約1万7,000円、過少支払分約9,000円となっている。</p> <p>⑤ 園芸施設共済事業及び家畜共済事業において、施設及び家畜の共済価額を過大又は過少に設定して引き受けているものなどが5組合等13農家等みられる。このうち、3組合等5農家等については共済金約73万8,000円が過大に、約3万2,000円が過少に支払われている。</p> <p>⑥ 共済金の過大又は過少な支払には至っていないものの、</p> <p>i) 家畜共済事業において、共済の引受時に行うこととされている家畜の健康診断を共済の引受後に行っているもの等が11組合等78農家等、</p> <p>ii) 農作物共済事業において、組合等が引受時に作付状況等の耕作の実態を正確に把握しないまま引受けを行っているものが1組合等9農家等、</p> <p>iii) 農家等に対する加入承諾書の発送を決裁手続き前に行っているものなど引受けの事務手続きが適切に行われていないものが34組合等251農家等みられる。</p> <p>これらの原因は、①組合等が、加入資格を精査しないまま共済の引受けを行っていること、②引受けに際して、対象となる耕地等の面積、地番、耕地の種類などを十分に確認しないまま誤って引受けを行っていること等が挙げられる。</p> <p>なお、中には、共済事故が発生した場合の農家等に対する補償を不当に手厚くするために組合等が不当な共済価額を意図的に設定したとしているものもある。</p>	<p>表2-(3)-㉔</p> <p>事例2-(3)-⑤</p> <p>事例2-(3)-⑥</p> <p>表2-(3)-㉔</p>
<p>イ 共済掛金の徴収</p> <p>調査対象85組合等4,123農家等について、共済掛金が定款等で規定された期限までに納入されているか調査するとともに、また、共済掛金を滞納するものに対する督促等の措置が的確に行われているか調査した結果、次のとおり不適切なものが、19組合等延べ40農家等みられ、未徴収となっている延滞金の額は約3万円となっている。</p> <p>① 定款等で定められた共済掛金の納入期限までに共済掛金を納入しない農家等に対し、</p> <p>i) 滞納に伴い、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等から延滞金を徴収していないものが5組合等8農家等みられ、8農家等の延滞金未徴収額は約2万6,000円となっている、</p> <p>ii) 督促状の発出対象となる20日以上共済掛金を滞納しているにもかかわらず、組合等が督促を行っていないものが6組合等10農家等みられる、</p> <p>iii) 延滞期間が20日以上であり、かつ、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等に対する督促を行わず、延滞金も</p>	<p>表2-(3)-㉕</p> <p>事例2-(3)-⑦</p> <p>事例2-(3)-⑧</p> <p>事例2-(3)-⑨</p>

勸 告	説明図表番号
<p>徴収していないものが2組合等2農家等みられ、未徴収の延滞金額は約4,000円となっている。</p> <p>② 担保又は保証人のないまま分納を認めているものなど共済掛金の徴収手続きが適切に行われていないものが8組合等20農家等みられる。これらの原因は、組合等が共済掛金の徴収状況を適切に把握していないことによるほか、農家等の感情悪化を恐れていること等が挙げられる。</p>	事例 2-(3)-⑩
<p>ウ 損害評価</p>	
<p>調査対象85組合等4,123農家等について、組合等における損害評価の実施状況を調査した結果、次のとおり不適切なものが、24組合等延べ116農家等みられ、これに係る過大支払額は約7,000円となっている。</p>	表 2-(3)-⑳
<p>① 損害評価要綱等に定められた方法と異なる評価方法により損害評価を行っているものが2組合等2農家等みられ、適正に損害評価を行った場合に比べ過大に支払われた共済金は約7,000円となっている。</p>	事例 2-(3)-㉑ 事例 2-(3)-㉒
<p>② 損害評価員は、自分の所属する集落や自己の耕地の評価を担当することは好ましくないとされているにもかかわらず、自集落の評価を行っているものが1組合等8農家等みられる。</p>	事例 2-(3)-㉓
<p>③ 損害通知等に記載漏れがあるなど、損害評価の事務処理が適切に行われていないものが21組合等106農家等みられる。これらの原因は、組合等が損害評価要綱等を十分に承知していないこと等が挙げられる。</p>	事例 2-(3)-㉔ 事例 2-(3)-㉕
<p>エ 共済金等の支払</p>	
<p>調査対象85組合等4,123農家等について、農家等に対する共済金又は無事戻金の支払状況について調査した結果、次のとおり不適切なものが、19組合等延べ39農家等みられ、これに係る過大支払額は約1万2,000円となっている。</p>	表 2-(3)-㉖
<p>① 無事戻金の支払対象とならない農家等に対し無事戻金が支払われていたり、待期間中の疾病に対し共済金が支払われているものがあり、共済金の支払対象とならない農家等に対し共済金が支払われているものが2組合等3農家等みられ、不適正支払額は約1万1,000円となっている。</p>	事例 2-(3)-㉗ 事例 2-(3)-㉘
<p>② 無事戻金が過大に支払われているものが2組合等2農家等みられ、過大支払額は約1,000円となっている。</p>	事例 2-(3)-㉙
<p>③ 組合等が連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に農家等に対し共済金が支払われていないなど支払が遅延しているものが4組合等13農家等みられる。</p>	事例 2-(3)-㉚
<p>④ 共済金が地区の代表者に一括して支払われており、本来の支払対象者以外の者に共済金が支払われているものが1組合等4農家等みられる。</p>	事例 2-(3)-㉛
<p>⑤ 理事会や総代会に諮らずに無事戻金の不払を決定しているもの、農家等が家畜共済の病傷事故共済金の代理受領を指定獣医師に委任する場合の当該委任状の記載内容に不備があるものなど、支払に係る事務手続き</p>	事例 2-(3)-㉜

勸 告	説明図表番号
<p>等が適切に行われていないものが11組合等17農家等みられる。</p> <p>これらの原因は、組合等が共済金の支払に係る規定を十分承知していないこと、組合等の内部審査が厳正に行われていないこと等が挙げられる。</p> <p>オ 都道府県による指導監督の実施状況</p> <p>調査対象とした23道府県が行っている常例検査において、上記アからエに挙げた不適切な業務処理について改善が指摘されているかを調査した結果、大半が常例検査において指摘されていない。</p> <p>これらの原因は、</p> <p>① 常例検査において使用しているチェックリストが、組合等の定款等で定められた加入申込期限や共済掛金の払込期限が共済責任期間の開始前となっているかについて検査することとなっていないなど、不適切事例を的確に把握できるものとなっていないこと、</p> <p>② チェックリストにおいて検査することとされているが常例検査の担当者が不適切事例を見逃していること、</p> <p>のほか、常例検査で改善を指摘しながら改善状況をフォローアップしていないことなどによる。</p> <p>(3) 所見</p> <p>したがって、農林水産省は都道府県に対し、適正な共済事業運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① すべての組合等について、法令等への定款等の適合状況、共済金の支払、延滞金の徴収等の業務の実施状況、適正な事務処理を図るための組合等における内部検査機能の運用状況等を総点検することについて助言を行うこと。</p> <p>② 常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを示し、これに基づき組合等の常例検査を的確に行うことについて助言を行うこと。</p> <p>③ 共済金の過大又は過少な支払を行っている組合等に、速やかに共済金の返還又は追給を行わせることについて助言を行うこと。</p>	<p>表2-(1)-⑱</p> <p>表2-(3)-⑳</p>

表 2-(3)-① 共済関係の成立要件

共済事業の種類	共済関係の成立要件
農作物共済事業	<p>○ 当然加入農家等の場合 耕作等の事実をもって成立（農災法第104条）</p> <p>○ 任意加入農家等の場合 組合員等が行う加入申込みに対し、組合等が、その申出を受理した日から起算して20日以内に正当な理由により拒んだときを除き成立（農災法第104条の2）</p> <p>※ 特定の耕地の特定の年産の共済目的につき共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること等の場合で、組合等が当該事由の存する旨を都道府県知事の認定を受けて指定したときは、組合等と組合員等との間に具体的な権利義務関係は生じない。（農災法第104条の3）</p>
家畜共済事業	申込者が組合等に対して申込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立（農災法第111条）
果樹共済事業	申込者が組合等に対して共済責任期間の開始前の定款等で定める期間内に申込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立。ただし、組合等は、共済責任期間の開始前でなければ、この承諾をしてはならない。（農災法120条の2）
畑作物共済事業	同上（農災法120条の12）
園芸施設共済事業	申込者が組合等に対して申込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立。ただし、組合等は、申込者が所有する特定園芸施設のすべてについて申込みをしている場合でなければ承諾をしてはならない。（農災法120条の19）

(注) 1 農災法に基づき当省が作成した。

2 任意共済事業については、今回調査対象としていないため、記載を省略した（以下同じ）。

3 農作物共済事業の「当然加入農家等」とは、水稻、陸稲及び麦の耕作面積が、一定規模以上の農家等をいう。一定規模以上の「一定規模」とは、水稻にあつては耕作面積が20 a 以上40a以下（北海道においては30 a 以上1ha以下）、陸稲及び麦にあつては10 a 以上30 a 以下（北海道においては、陸稲にあつては30 a 以上1ha以下、麦にあつては40 a 以上1ha以下）の範囲内の面積で都道府県知事が定める面積である。

また、「任意加入農家等」とは、水稻、陸稲及び麦の耕作面積の規模が当然加入の規模未満であつて、かつ、都道府県知事が定める規模以上の農家等をいう。

表 2-(3)-② 共済事業の種類別、対象作目等別の共済責任期間

共済事業の種類	対象作目等	共済責任期間
農作物共済事業	水稲	本田移植期（直播の場合は発芽期）（おおむね5月）から収穫をする（おおむね10月）に至るまでの期間（農災法第110条）
	陸稲、麦	発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間 春播小麦の場合、おおむね4月下旬からおおむね8月まで（農災法第110条）
家畜共済事業	牛及び牛の胎児、馬、種豚、肉豚	家畜共済事業では、共済責任期間は規定されていない。 組合等が、共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間が「共済掛金期間」（組合等が組合員等に対し共済金を支払う責任が発生することとなる期間）とされている。
果樹共済事業 （収穫共済の例）	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル	花芽の形成期からその花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間（注））（農災法第120条の9） （注）農林水産大臣の定めた期間（農林水産省告示第137号） ①うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ及びびわについては、春枝の伸長停止期からその春枝の伸長停止期の属する年の翌年（なつみかん及び指定かんきつにあつては、翌々年）の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間 うんしゅうみかんの場合、おおむね8月上旬から翌年の11月上旬から12月中旬の間まで ②パインアップルは、夏実の収穫期からその夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間（7月中旬から9月中旬の間から翌々年の7月上旬から9月中旬の間）まで ③特定の事故のみを補償の対象とした特定危険方式及び共済責任期間を短縮した短縮方式に係る果樹については、発芽期（うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ及びびわについては、開花期）からその発芽期の属する年（うんしゅうみかん及びいよかんにあつては、その開花期の属する年、なつみかん、指定かんきつ及びびわにあつては、その開花期の属する年の翌年）の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
畑作物共済事業	茶及び蚕繭以外の作物	発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間（農災法第120条の17） 大豆の場合、おおむね5月中旬から10月中旬まで
	茶	冬芽の生長停止期（おおむね12月上旬）から一番茶の収穫をする（おおむね翌年の5月中旬）に至るまでの期間
	蚕繭	桑の発芽期から（春蚕繭については、農林水産大臣が特定に地域における桑の発芽期前の日を定めたときは、その日）をするに至るまでの期間 初秋蚕繭の場合、おおむね4月中旬から8月下旬まで
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物	原則として、組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間（農災法第120条の21）

（注）1 農災法に基づき当省が作成した。

2 期日等については、栽培暦等を参考に平均的な期日を記載した。

3 果樹共済事業の樹体共済については、共済目的の種類ごとに組合等が定款等で定める日から1年間とされている。

表 2-(3)-③ 加入申込書等の提出時期等に係る規定

共済事業の種類	加入申込書等の提出時期等に係る規定
農作物共済事業	組合員等は、組合等に対し共済責任期間の開始する時まで共済細目書を提出しなければならない。(農災法第105条)
家畜共済事業	提出時期は、法令上規定されていない。
果樹共済事業	加入申込書の提出時期に係る規定はないが、加入申込みに対する組合等の加入承諾は、共済責任期間の開始前でなければ、することができない。(農災法第120条の2)
畑作物共済事業	加入申込書の提出時期に係る規定はないが、加入申込みに対する組合等の加入承諾は、共済責任期間の開始前でなければ、することができない。(農災法第120条の12)
園芸施設共済事業	提出時期は、法令上規定されていない。

(注) 農災法に基づき当省が作成した。

表 2-(3)-④ 共済事業の種類別の共済掛金の納付期限

共済事業の種類	共済掛金の納付期限	備 考
農作物共済事業 (農災法第105条)	原則として、毎年、共済責任期間の開始する時まで	納付期限は、規則第27条の4で、定款等の定めるところにより、「2か月を超えない範囲内」、さらに、当該2か月を経過する時まで当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、「当該額を確定することができる時期として定款等で定める時期までの期間を超えない範囲内」で延長することができる。とされている。
果樹共済事業 (農災法第120条の4)	原則として、組合等が定款等で定めた共済責任期間の開始時まで	納付期限は、果樹共済(収穫共済)にあつては、規則第33条の5の4で、定款等の定めるところにより、「当該共済関係に係る年産の果実の前年産のもの収穫時期の終了する時まで」、畑作物共済(蚕繭に係るものに限る。)にあつては、規則第33条の19の2で、当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、定款等の定めるところにより、「当該額を確定することができる時期として定款等で定める時期までの期間を超えない範囲内で」延長することができる。とされている。 また、定款等の定めるところに従い、共済掛金の分割支払がされる場合には、第1回の支払に係る共済掛金をその納付期限までに支払わなければならない。
畑作物共済事業 (農災法第120条の18)		
家畜共済事業 園芸施設共済事業	法令上、期日は設定されていない(共済責任は、農家等から共済掛金の納付を受けた日の翌日から開始する。)	

(注) 法令に基づき当省が作成した。

表 2-(3)-⑤ 共済責任期間と共済加入等手続の関係

共済事業の種類	共済責任期間と共済加入手続の関係
農作物共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済細目書の提出（農災法第105条） 組合員等は、組合等に対し共済責任期間の開始する時までに共済細目書を提出 ○ 共済掛金の納入（農災法第105条） 原則として、毎年、共済責任期間の開始する時までに共済掛金を納入。ただし、共済責任期間の開始後となるような期限の延長が可能。
果樹共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入の申込み（果樹：農災法第120条の2、畑作物：農災法第120条の12） 組合等が共済責任期間開始前の定款等で定める期間内に申込み ○ 組合等の加入承諾（果樹：農災法第120条の2、畑作物：農災法第120条の12） 加入申込みに対する組合等の加入承諾は、共済責任期間の開始前でなければ、
畑作物共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済掛金の納入（果樹：農災法第120条の4、畑作物：農災法第120条の18） 共済責任期間の開始する時までに共済掛金を納入。（分納、延納は除く）

(注) 1 農災法に基づき当省が作成した。

2 共済責任期間の開始時期と共済加入手続に係るものを整理したものである。

表 2-(3)-⑥ 農業災害補償制度行政監察における共済責任開始時期に係る問題点、勧告事項及び勧告に対する農林水産省の措置

区 分	内 容
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水稻の共済責任開始期は本田移植期とされているが、水稻の栽培実態が晩生品種から早生品種に変わり本田移植期が早まっているにもかかわらず定款等の見直しを行っていない等生産の実態に即した定款等の見直しが行われていないため、定款等に規定されている共済加入申込期限等の期日が本来の共済責任期間開始後に規定されている。 ○ 定款等における共済加入申込期限等の期日の設定に問題はないが、組合等の農家等への加入申込書等の配付が遅延したこと等により、加入申込書等の提出や加入承諾が共済責任期間開始後となっている。
勧告事項	<p>農林水産省は、組合等における引受業務の適正化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款等に規定することとされている農作物共済等の共済加入申込期限等を生産の実態に即して共済責任期間開始前とすること及び加入申込・加入承諾等の期限の遵守について組合等を指導すること。
勧告に対する農林水産省の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 5 年 4 月に開催した「都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議(以下「主管課長会議」という。)」及び農業共済組合連合会参事会議(以下「参事会議」という。)」において、定款等に規定することとされている農作物共済等の共済加入申込期限等を生産の実態に即して共済責任期間開始前とすること及び加入申込・加入承諾等の期限を遵守することについて指導した。 ○ 平成 5 年経済局長通達を発出し、都道府県に対し、以下の事項について組合等を指導するよう求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済細目書の提出期日及び共済加入申込期間の適切な設定並びに加入承諾等の期限の遵守に努めること ○ 平成 6 年 4 月に開催した主管課長会議及び参事会議等において再度制度の周知を図った。 ○ 平成 15 年 9 月保険班事務連絡を発出し、都道府県に対し、16 年 4 月の農災法改正に伴う共済規程等の新設に併せ、組合等の規定する共済規程等の加入申込書提出期限及び共済掛金払込期限を組合等ごとの発芽期(麦の後作として大豆を栽培する組合等にあっては当該発芽期)に基づき定めるよう組合等を指導するよう指導した。

(注) 1 農業災害補償制度行政監察結果報告書及び勧告に対する農林水産省の回答に基づき、共済責任開始時期に係る事項について記載した。

2 農業災害補償制度行政監察の実地調査時期は、平成 3 年 7 月から 9 月、勧告は平成 4 年 12 月 7 日、回答は平成 5 年 11 月 5 日である(以下同じ)。

表 2-(3)-⑦ 組合等の加入資格から除外する者の基準

共済事業の種類	組合等の加入資格から除外する者の基準
農作物共済事業	<p>水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が、組合等が定款等で定める面積（注）に満たない者（農業災害補償法施行規則（昭和 22 年省令第 95 号）（以下「農災法施行規則」という）第 1 条の 2 の 2）</p> <p>（注）10 a（北海道にあつては 30 a）以上であつて、農災法第 16 条に基づき、都道府県が定める任意加入資格面積を超えない面積）</p>
家畜共済事業	除外する者の基準は設けられていない。
果樹共済事業	収穫共済又は樹体共済の共済目的の種類とされている果樹の収穫（樹体）共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積（ハウス栽培のうんしゅうみかん及びぶどうについては 2 倍に換算）がいずれも、組合等が 5 a 以上 30 a 以下の範囲内で定款等で定める面積に満たない者
畑作物共済事業	<p>（農作物の場合）</p> <p>畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれもが、組合等が 5 a 以上 30 a 以下（北海道にあつては、30 a 以上 1 ha 以下）の範囲内で定款等で定める面積に満たない者</p> <p>（蚕繭の場合）</p> <p>畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量がいずれも、組合等が 0.25 箱以上 2 箱以下の範囲内で定款等で定める箱数に満たない者</p>
園芸施設共済事業	その者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（ガラス室の場合は、2 倍に換算）が、組合等が 2 a 以上 5 a 以下の範囲内で定款等で定める面積に満たない者

（注） 農災法施行規則第 1 条の 2 の 2 に基づき当省が作成した。

表 2-(3)-⑧ 引受要綱等に基づき組合等が審査すべき事項

共済事業の種類	引受要綱等において、組合等が審査することとされている事項
農作物共済事業	<p>1 組合等は、市町村等関係機関の協力を得て、次によりその内容の検討を行う。</p> <p>(1) 耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告もれ、架空申告の有無等を過去の引受実績、水稻生産実施計画書（確認野帳）等により検討する。</p> <p>(2) 新規開田地等（例外引受指定を受けたものを除く。）に該当する耕地が含まれていないかどうかを不動産登記簿、過去の共済細目書、水稻生産実施計画書（確認野帳）、土地台帳等により検討する。</p> <p>(3) うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるかどうかを検討するとともに、その実利用面積の把握については、その地方における通常の栽培方法によるものと比較検討する。</p> <p>(4) 申告された単位当たり収穫量については、「地力等級」、耕種条件及び肥培管理等によりその適否を検討する。</p> <p>(5) 申告面積を前年産引受面積等と比較検討する。</p> <p>(6) 共済関係の除外指定又は新規開田地等の例外引受指定の申出のあった耕地については、引受要綱の第 2 又は第 3 によりその内容を検討する。</p> <p>(7) 共済規程等の定めるところにより全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式を申し出た組合員等が、農災法施行規則第 47 条の 9 に規定されている者であるかそれ以外の者であるかの判断を、当該地域の農業協同組合等の協力を得て行い、共済細目書の様式が適合していない者については、再提出させるものとする。</p> <p>2 組合等は、1 による検討の結果、申告面積が前年度引受面積等にくらべ著しく増減があった場合その他不備があるとおもわれる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、現地調査又は聞き取り調</p>

<p>農作物共済事業 (続き)</p>	<p>査等の方法により、耕作の実態を正確に把握し不備があるものについては、その共済細目書を提出した者に対し、事実を明示して共済細目書の訂正を行わせるものとする。</p> <p>3 組合等との間に農作物共済の共済関係が既に成立している者及び本年の作付予定の状況からみて当然に成立するであろうと見込まれる者が共済細目書の提出をしないときは、組合等は、2に準じて現地調査を行い、当該共済目的に係る耕作の実態を正確に把握したのち、共済細目書を作成してその者の承諾を求めるものとする。</p>
<p>家畜共済事業</p>	<p>包括共済関係に係る引受けにあつては、個体ごとに健康診断を行うが引受けの諾否は組合員等ごとに行うこととし、個別共済関係に係るものにあつては個体ごとに諾否を決定する。</p> <p>1 組合員等の告知事項 家畜の健康診断に際しては次の項目を基準として聞き取り、必要事項を記録する。</p> <p>ア 所有者及び管理者 イ 購入時期、購入先及び価格 ウ 年齢及び悪癖 エ 同一人の飼養する他の家畜の健否 オ 付近における病畜発生の状況 カ 使役又は利用の程度及び飼養管理の方法 キ 既往症及び現症並びにその程度 ク 最近における伝染病検査の結果及び予防注射の種類 ケ 発情、授精等、分娩年月日及び分娩予定日並びに乳量 コ 種畜の場合は繁殖成績</p> <p>2 家畜個体の検査 健康診断は、家畜が病傷、老齢、発育不全、衰弱等の状態にあるか否かを判断することを目途として次の項目を基準として行い、必要事項を記録する。</p> <p>ア 望診 イ 触診 ウ 検脈 エ 呼吸検査 オ 検温 カ 打診 キ 聴診 ク 歩様検査 ケ 乳質検査 コ 年齢鑑定 サ 知覚反応検査</p>
<p>果樹共済事業</p>	<p>組合等は、加入申込書が提出されたときは、次の事項について園地台帳、出荷実績等によりその内容の検討を行う。</p> <p>1 誤記、記入もれ、架空申告の有無等 2 栽培面積、栽培本数及び見込収穫量が適正に記入されているか。 3 共済目的の種類ごとに、当該申込みに係る果樹が、その者の現に栽培している果樹で当該申込みができるものすべてであるか。また、樹園地単位方式の共済目的の種類が農災法第150条の5の13第1項の政令で定める共済目的の種類であるか。 4 当該申込みに係る果樹のうちに収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類）又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が農災法第120条の2第1項の共済規程等で定める基準に達しない果樹がないか、また、農災法第120条の3の2第3項の規定に基づく特定危険方式の申出を行った者の果樹の栽培に関する条件が同条第1項の政</p>

<p>果樹共済事業 (続き)</p>	<p>令で定める基準に該当しているか。</p> <p>5 防災施設の申告がある場合、防災施設を用いて栽培される果樹は正確に記載されているか、また、申告された防災施設は割引きの対象となる施設であるか。</p> <p>6 申込者が当該申込みに係る果樹を全相殺方式又は災害収入共済方式に付することを申し込んだ場合にあっては、当該申込者が農災法施行規則第33条の6の2に規定する者に該当しているか否か。なお、全相殺方式(減収総合方式)に申し込んだ場合にあっては、品質を加味しない方式で実施する旨申し出ているか。</p> <p>7 当該申込みに係る果樹のうちに次に掲げる事由に該当する果樹がないか。</p> <p>① 収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の确实さをもって見通されること。例えば、肥培管理の著しく粗放である果樹、散在樹、農災法第84条第1項第5号の事故が発生している果樹又はその事故の原因が生じている果樹。</p> <p>② 標準収穫量、基準生産金額又は共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量、生産金額又は当該果樹の価額の適正な決定が困難であること。例えば、栽培方法等が通常のものとは著しく異なっている果樹、新品種の果樹。</p> <p>③ 減収量又は損害の額の適正円滑な認定が困難であること。例えば、観光農園に植栽されている果樹、著しく遠隔地にある果樹で円滑な損害評価が困難なもの。</p> <p>④ 果実の収穫を目的としないことその他通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。例えば、観賞用の果樹、試験研究用の果樹。</p>
<p>畑作物共済事業</p>	<p>組合等は、加入申込書が提出されたときは、農作物に係る畑作物共済にあっては次の1から8までの事項について畑作台帳、作付基準、前年の引受実績又は出荷実績等によりその内容の検討を行い、蚕繭に係る畑作物共済にあっては次の1、6、7、9及び10の事項について桑園能力、飼育能力又は引受実績等によりその内容の検討を行う。</p> <p>1 誤記、記入もれ、架空申告の有無等</p> <p>2 栽培面積が適正に記入されているか。</p> <p>3 うね落とし栽培又は他の農作物との間作若しくは混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるか。また、その実利用面積の把握が適正に行われているか。</p> <p>4 単位当たり収穫量が適正に記入されているか。</p> <p>5 農作物の作付けが第2により定める作付基準に適合しているか。</p> <p>6 共済目的の種類ごとに当該申込みに係る農作物及び蚕繭がその者が栽培又は養蚕を行う農作物及び蚕繭で当該申込みができるもののすべてであるか。また、申込みができるすべての種類の共済目的(共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該区分に係る対象農作物等のすべて)について申込みがなされているか。</p> <p>7 当該申込みに係る農作物又は蚕繭のうちに畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量が農災法第120条の12第1項第1号の共済規程等で定める基準に達しない農作物又は蚕繭がないか。</p> <p>8 申込者が、大豆を全相殺大豆に付することを申し込んだ場合にあっては、当該申込者が規則第33条の14の2第2項に規定する者に該当しているか否か。</p> <p>9 当該申込みに係る農作物又は蚕繭のうちに次に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭がないか。</p> <p>a 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の确实さをもって見通されること。例えば、肥培管理が著しく粗放である農作物、蚕繭にあっては、飼育管理が著しく粗放であると認められる場合や、桑園を</p>

畑作物共済事業 (続き)	<p>耕作せず、かつ、買桑契約の成立していない場合</p> <p>b 基準収穫量及び基準収繭量の適正な決定が困難であること。例えば栽培方法等が通常のものとは著しく異なっている農作物や、蚕繭にあつては蚕品種、飼育方法等が通常のと著しく異なっている場合</p> <p>c 損害の額の適正円滑な認定が困難であること。例えば、著しく遠隔地にあるため円滑な損害評価が困難な農作物又は蚕繭</p> <p>d 当該農作物に係る収穫物が未成熟のまま収穫されること。例えば、えだまめ、さやいんげん</p> <p>e 通常の肥培管理や飼育管理が行われず又は行われぬおそれがあること。例えば、畦畔に栽培される大豆、試験研究用の農作物又は蚕繭</p> <p>10 蚕種の掃立量又は見込収繭量の過少申告、過大申告の有無等</p>
園芸施設共済事業	<p>組合等は、加入申込書が提出されたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。</p> <p>1 加入申込書の記載事項について適正に記入されているか。</p> <p>2 当該申込みに係る特定園芸施設が、次に掲げる事由に該当しないか。</p> <p>(1) 園芸施設共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。</p> <p>(2) 損害の額の適正円滑な認定が困難であること。</p> <p>(3) 通常の管理が行われず又は行われぬ恐れがあること。</p> <p>(4) 既に園芸施設共済に付されていること。</p> <p>3 加入申込者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設のすべてについて加入申込みをしているか。</p> <p>4 加入申込者が附帯施設又は施設内農作物を共済目的としようとしているときは、その者が所有し若しくは管理する附帯施設のすべて又はその者が栽培し若しくは栽培しようとしている施設内農作物のすべてについて加入申込みをしているか。</p> <p>5 加入申込者が事故除外の申出をしているときは、その者の施設園芸の業務の規模及び経験年数が次の(1)の基準に適合しているか又はその者が病虫害による損害の防止を行うため土壌消毒、薬剤散布等に使用される防除機具を適期に使用できること等必要な防除施設が整備され、かつ、防除体制等からみて損害の防止を適正に行う見込みがあり、次の(2)の基準に適合しているか。</p> <p>(1) 事故除外の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5aを下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸(農災法第84条第1項第7号の施設園芸をいう。以下同じ。)の業務を営んだ経験を有すること。</p> <p>(2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。</p> <p>6 加入申込者が事故除外の申出をしているときは、その者が栽培し若しくは栽培しようとしている施設内農作物のすべてについて事故除外の申出をしているか。</p> <p>7 当該申込みに係る特定園芸施設が、当該加入申込者が管理する特定園芸施設であるときは、当該加入申込者が当該特定園芸施設について現状回復義務を負っているか。</p> <p>8 共済規程等において特定園芸施設撤去費用に係る損害の額を定め、かつ、加入申込者が当該特定園芸施設撤去費用の申出をした場合にあつては、その者が当該加入申込みに係る特定園芸施設のうち特定園芸施設撤去費用に係る単位当たり撤去費用が定められたもののすべてについて申出をしているか。</p>

(注) 引受要綱等に基づき当省が作成した。

表 2-(3)-⑨ 農業災害補償制度行政監察における共済の引受けに係る問題点、勧告事項及び勧告に対する農林水産省の措置

区 分	内 容
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準収穫量の決定については、共済事業ごとに基準収穫量の設定準則において、収量等級、前年産の収量実績、農家等が申告した単収等を基礎として耕地等ごとの生産実態に即した基準収穫量を決定することとされているにもかかわらず、基準収穫量の設定が生産の実態に即していない。 ○ 家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済については、それぞれ農家等が共済に付することができる割合（以下「付保割合」という。）の上限及び下限が定められており、農家等はこの定められた範囲内で自己の付保割合を選択できるとされているにもかかわらず、農家等の意向にかかわらず、統一的に一律の付保割合で運用している。中には、農家等が申込書に記載した割合を組合等職員が修正している例がある。 ○ 極めて零細な経営規模の農家等については共済事業の対象としないこととして、加入資格基準が設けられており、引受けに際しては、この加入資格基準を満たしているか否かの審査を行うこととされているにもかかわらず、引受実績が低調であることから、書類上栽培面積を水増しする等により、加入資格基準を下回っているものの引受けを行っている。あるいは、加入資格審査が不十分であることから、加入資格基準を下回っているものの引受けを行っている。 ○ 共済明細書と水田農業確立対策実施計画との照合が不十分であることなどから、水稻の作付けがされていない転作田を引き受けている。
勧告事項	<p>農林水産省は、組合等における引受業務の適正化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準収穫量を生産の実態に即して適切に設定するよう組合等を指導すること。また、出作地に係る基準収穫量及び共済掛金率が、収穫量や被害の実態を適切に反映したものとなるよう、その設定方法等について組合等を指導すること。 ○ 果樹共済等における付保割合の決定について、定款等の定めに従って農家等の選択にゆだねるよう組合等を指導すること。 ○ 引受要綱等に基づき、加入資格、一括加入、転作の状況等について、十分に審査・確認するよう組合等を指導すること。
勧告に対する農林水産省の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 5 年 4 月に開催した主管課長会議及び連合会参事等会議において、基準収穫量の適切な設定等引受業務の適切な実施について指導した。 ○ 平成 5 年経済局長通達を発出し、都道府県に対し、以下の事項について組合等を指導するよう求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準収穫（繭）量は、収穫（繭）量の実態に即して適切に設定するとともに、出作地に係る基準収穫量及び共済掛金率の設定については、出作地の収穫量及び被害の実態を適切に反映したものとなるようにすること。 ・ 果樹共済等における付保割合の決定について、定款等の定めに従って農家等の選択にゆだねること ・ 加入資格基準を満たさないものを引き受けている事例及び一括加入が励行されていない事例等が指摘されているが、この多くは、農業共済団体等組織内における審査体制の不十分さ、事務処理のミス等に起因するものであるため、審査体制を整備するとともに厳密に審査・確認を行うこと。特に、農作物共済における水稻の引受けに当たっては、転作田を引き受けることのないようにするため、水稻共済細目書異動申告票と転作等実施計画との照合等を必ず行うこと。 ○ 平成 6 年 4 月に開催した主管課長会議及び参事会議等において再度制度の周知を図った。

(注) 農業災害補償制度行政監察結果報告書及び勧告に対する農林水産省の回答に基づき、共済の引受けに係る事項について記載した。

表 2-(3)-⑩ 共済掛金の未納者等に対する措置方法

共済事業の種類	共済掛金の未納者等に対する督促等
農作物共済事業	<p>当然加入制を採る農作物共済の場合、確実な納付を確保するため、組合は次のとおり対応するよう定められている(農災法第87条の2)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合は、督促状により、期限を指定して、これを督促しなければならない。 2 1により完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができる。 3 組合は、共済規程の定めるところにより、滞納に係る共済掛金の額につき、年10.75%の割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で計算した延滞金を徴収することができる。 <p>(注) 共済事業を行う市町村については、地方自治法第231条の3を準用する。</p>
果樹共済事業	<p>組合等は農作物共済のように共済掛金の督促を行うことは義務付けられていない。</p> <p>共済掛金の納付期限までに共済掛金の払込みがない場合には、組合等は、民法第541条に基づき共済関係を解除することができる。とされている。</p>
畑作物共済事業	<p>ただし、共済掛金を分納している場合、農家等が2回目以降の共済掛金の支払を滞納した場合には、定款等の定めるところにより農作物共済に準じて督促を行うとともに、原則として、延滞金を徴収するとされている(模範共済規程例の基準第88条(果樹)、第117条(畑作物))。</p>
家畜共済事業	<p>共済責任は、農家等から共済掛金の納付を受けた日の翌日から開始するため、原則として、共済掛金の滞納は発生しない。</p>
園芸施設共済事業	<p>ただし、共済掛金を分納している場合、農家等が2回目以降の共済掛金の支払を滞納した場合(家畜共済にあっては、猶予期間が経過しても支払われない場合)には、定款等の定めるところにより農作物共済に準じて督促を行うとともに、原則として、延滞金を徴収するとされている(模範共済規程例の基準第75条(家畜)、第141条(園芸施設))。</p>

(注) 1 法令等に基づき当省が作成した。

2 「共済規程」で定められている事項は、平成15年の農災法の改正(16年4月1日施行)前は「定款」で定められていた。今回の調査対象期間は、平成13年度から15年度であったため、まだ共済規程は定められていなかった。このため、以下の事例では共済規程ではなく、定款を用いている。

表 2-(3)-⑪ 農業災害補償制度行政監察における共済掛金の徴収に係る問題点、勧告事項及び勧告に対する農林水産省の措置

区 分	内 容
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款等で定められた納付期限が遵守されていない。 ○ 定款等において、期限内に納付しなかった者に対しては、納付すべき金額とその納付期限を明記した督促状により督促する旨定めているにもかかわらず、滞納者に対する督促を行っていない。 ○ また、定款等において、期限内に納付しなかった者については、延滞金を徴収することができる旨定めているにもかかわらず、延滞金を徴収していない。徴収している場合でも、その取り扱いが不公平となっている。 ○ 正当な理由がないにもかかわらず納付期限を過ぎた者に対しては、共済契約の解除、共済金支払の免責等の措置を講ずることとされているにもかかわらず、契約解除、免責等の措置を講じていない。共済金支払後、あるいは共済金の額が具体的に確定した段階で農家等に共済金の納付させている例もある。 ○ 分納・延納を承認する際には、後日確実に納付されるよう、農災法施行規則及び組合等の定款等に基づき、確実な担保又は保証を徴するとされているにもかかわらず、分納の承認に当たって、必要とされる保証等を徴していない。
勧告事項	<p>農林水産省は、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款等で定める共済掛金の納付期限の設定の適正化を図るとともに、納付期限内徴収の徹底について組合等を指導すること。 ○ 正当な理由がないにもかかわらず共済掛金の納付を遅滞している組合員に対しては、督促状による督促、延滞金の徴収等所要の措置を講ずるとともに、定款等の定めにしたがった共済契約の解除等厳正な措置をとるよう組合等を指導すること。 ○ 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の分納制度及び延納制度についても、組合等が分納・延納を承認する場合の具体的な基準を定款等において定めるよう模範定款例等を改正する等の措置を講ずるとともに、その運用の適正化を図るよう組合等を指導すること。
勧告に対する農林水産省の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 5 年 4 月に開催した主管課長会議及び参事会議において、次のとおり指導した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金の確実な徴収を行うため、定款等で適切な払込期限を定めるとともに、払込通知書に記載された払込期限内の払込みを徹底させること。 ・ 果樹共済において共済掛金の分納・延納を承認するに当たっては、確実な担保又は保証を徴すること。また、共済掛金の分納は、定款等の定める回数をもって行うこと。 ○ 平成 5 年経済局長通達を発出し、都道府県に対し、以下の事項について組合等を指導するよう求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金の確実な徴収を行うため、定款等で適正な払込期限を定めるとともに、払込通知書に記載された払込期限内の払込を徹底させること。 ・ また、払込が遅延している組合員等に対しては、定款等の定めに従い督促、延滞金の徴収、契約の解除等適正な措置をとるとともに、共済掛金の未納組合員等には当該未納共済掛金に係る共済金支払の免責及び無事戻対象者からの除外措置を講じること。 ・ 果樹共済において共済掛金の分納・延納を承認するに当たっては、確実な担保又は保証を徴すること。また、共済掛金の分納は、定款等の定める回数をもって行うこと。 ○ 「農作物共済（水稻）事業の適切な運営について」（平成 6 年 10 月 31 日付け 6 農経 B 第 3286 号農林水産省経済局長通達）を発出し、都道府県に対し、以下の事項について組合等を指導するよう求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金の期限内徴収に努めること。 ・ 共済掛金の未納組合員等に対しては期限を指定して督促を行うこと。 ○ 上記の通達に併せて、「農作物共済（水稻）の適切な運営に関する指導上の留意事項について」（平成 6 年 10 月 31 日付け 6-62 農林水産省経済局保険業務課長通

勧告に対する農 林水産省の措置 (続き)	知) を発出し、都道府県に対し、以下の事項についても組合等を指導するよう求めた。 ・ 督促状は原則として定款等で定める納入期限から 20 日以内に発すること。
----------------------------	--

(注) 農業災害補償制度行政監察結果報告書及び勧告に対する農林水産省の回答に基づき、共済掛金の徴収に係る事項について記載した。

表 2-(3)-⑫ 農災法第98条の2に基づき農林水産省が作成している損害認定準則等

共済事業の種類	損害認定準則名
農作物共済事業	農作物共済損害認定準則(昭和33年4月30日農林省告示第307号) 損防給付方式による農作物共済損害認定準則(昭和52年2月1日農林省告示第57号)
家畜共済事業	家畜共済損害認定準則(昭和32年12月25日農林省告示第1067号)
果樹共済事業	果樹共済損害認定準則(昭和48年11月17日農林省告示第2173号)
畑作物共済事業	畑作物共済損害認定準則(昭和54年3月30日農林水産省告示第547号)
園芸施設共済事業	園芸施設共済損害認定準則(昭和54年3月30日農林水産省告示第548号)

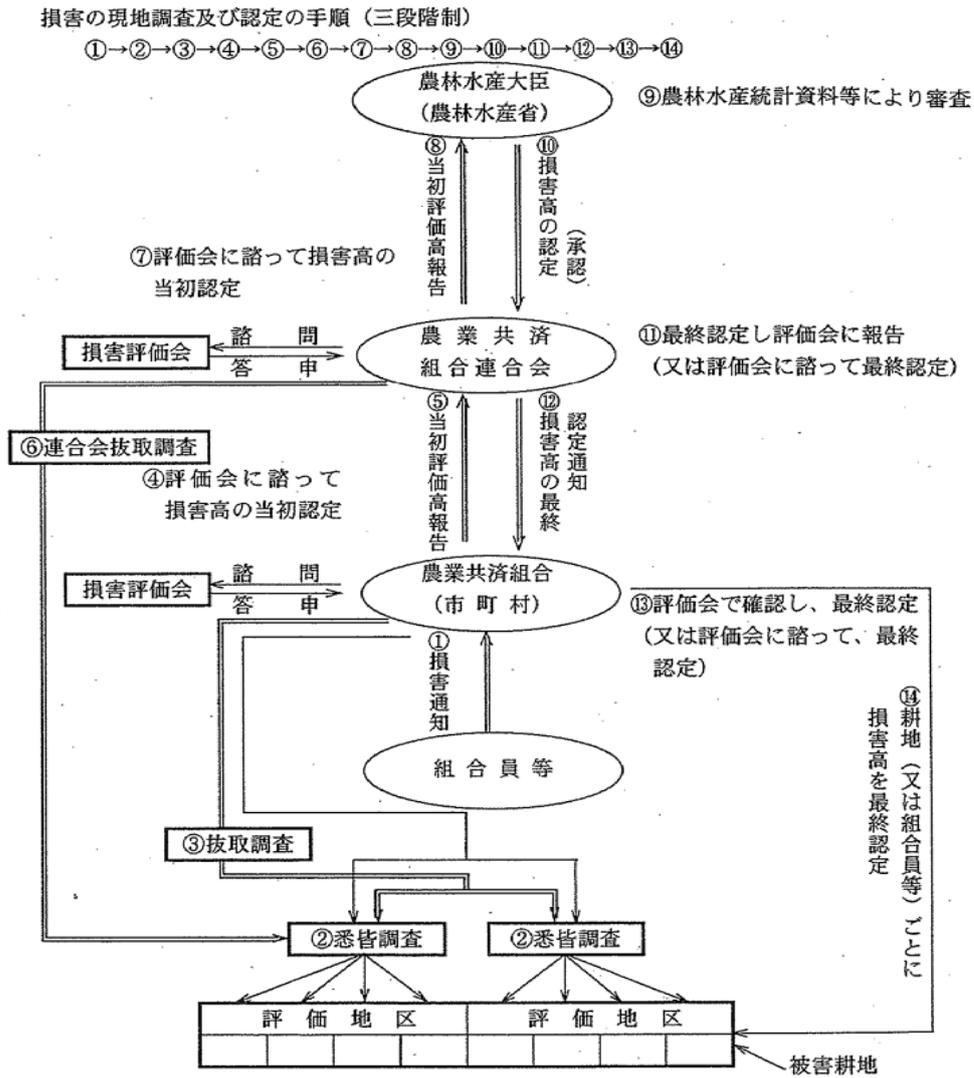
(注) 損防給付方式による農作物共済損害認定準則(昭和52年2月1日農林省告示第57号)は、平成15年12月に廃止された。

表 2-(3)-⑬ 損害評価要綱等

共済事業の種類	要綱等名
農作物共済事業	農作物共済損害評価要綱について(昭和47年3月27日47農経B第466号)
家畜共済事業	家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について(昭和61年3月31日61農経B第804号)
果樹共済事業	果樹共済損害評価要綱について(昭和61年2月17日61農経B第384号)
畑作物共済事業	畑作物共済損害評価要綱について(昭和54年4月23日54農経B第1018号)
園芸施設共済事業	園芸施設共済事務取扱要領について(昭和54年3月30日54農経B第871号)

- (注) 1 農作物共済損害評価要綱について(昭和47年3月27日47農経B第466号)を以下「農作物共済損害評価要綱」という。
 2 家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について(昭和61年3月31日61農経B第804号)を以下「家畜共済事務取扱要領」という。
 3 畑作物共済損害評価要綱について(昭和54年4月23日54農経B第1018号)を以下「畑作物共済損害評価要綱」という。
 4 園芸施設共済事務取扱要領について(昭和54年3月30日54農経B第871号)を以下「園芸施設共済事務取扱要領」という。

図 2-(3)-① 損害評価の実施手順（農作物共済事業の例）



(注) 農林水産省作成資料「農業災害補償法に基づく農作物共済の概要（平成17年1月）」から抜粋した。

表 2-(3)-⑭ 分割評価に係る損害評価要綱等の記載内容（農作物共済事業及び畑作物共済事業の例）

共済事業の種類	損害評価要綱名	左の記載内容
農作物共済事業	農作物共済損害評価要綱	<p>肥培管理の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行い、この共済事故以外の原因による減収量（以下「分割減収量」という。）は、減収として取り扱わないこととする。</p> <p>なお、病虫害が単独に発生した耕地においてその防除が適切でないと認められる場合には、附表に掲げる病虫害の種類別最高被害限度等を参考として分割減収量を見積るものとする。</p>
畑作物共済事業	畑作物共済損害評価要綱	<p>肥培管理（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、蚕児の飼育及び桑葉の肥培管理）の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量（例えば、農作物に係る畑作物共済にあつては、栽培方法の変更、農薬の使用不相当又は農薬の剤質不相当、土壌管理の不相当、連作障害等による減収量。蚕繭に係る畑作物共済にあつては、蚕室等の消毒薬の使用不相当、湿温度管理の不相当、桑園の農薬の使用不相当又は土壌管理の不相当）がある場合には、分割評価を行い、共済事故以外の原因による分割減収量は、減収として取り扱わないものとする。</p>

(注) 1 損害評価要綱に基づき当省で作成した。

2 果樹共済事業及び園芸施設共済事業においても、損害評価要綱等において同様の規定が設けられているが、家畜共済事業においては分割評価の規定は設けられていない。

表 2-(3)-⑮ 農業災害補償制度行政監察における損害評価に係る問題点、勧告事項及び勧告に対する農林水産省の措置

区 分	内 容
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害評価は、その適正を期するため、評価地区ごとに損害評価員 3 名で 1 班の評価班を編成して実施することとされているにもかかわらず、1 から 2 名で班を編成して損害評価を行っている。 ○ 損害評価員に、その所属集落や自己所有地の損害評価を担当させることは好ましくないとされているにもかかわらず、損害評価員が自己の所属集落や自己所有地の損害評価を担当している。 ○ 組合等は、悉皆調査に先立ち損害評価員を実際に被害を受けた現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて、評価方法の統一を図ることとされ、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて実測を行う等により評価眼の統一を図るとされているにもかかわらず、同一の耕地でありながら、組合等と連合会の抜取り調査結果に大きな差がある。 ○ 農作物共済の一筆方式及び半相殺農家単位方式における抜取調査は、悉皆調査終了後、悉皆調査を行うに当たり、設定した 1 評価地区当たり 10 筆以上を任意に抽出して実施することとされているにもかかわらず、抜取筆数が基準の 10 筆未満の組合等がある。 ○ 果樹共済の半相殺減収総合方式及び半相殺特定危険方式における抜き取り調査は、悉皆調査を評価地区を設けて行った組合等においては、悉皆調査終了後、悉皆調査に当たっては設定した 1 評価地区当たり 9 樹園地を標準として任意に抽出して実施することとされているにもかかわらず、調査対象樹園地が 9 未満となっている。また、一部の品目について、抜取り検査を行っていない。
勧告事項	<p>農林水産省は、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組合等に対し、損害評価のための要綱等に従った損害評価の適正な実施を図るよう指導すること。
勧告に対する農林水産省の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 5 年 4 月に開催した主管課長会議及び参事会議において、次のとおり指導した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害評価は、損害評価要綱等に従い厳正に行うこと ・ 特に農作物共済においては、悉皆調査に当たって、評価地区の設定、評価員の選任及び配置並びに検見による評価の精度向上のための評価眼の統一を適切に実施するとともに、組合等の抜取調査に当たって、その適切な実施及び精度の向上を図ること ○ 平成 5 年経済局長通達を発出し、都道府県に対し、以下の事項について組合等を指導するよう求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害の額の認定をいかに適正に行うかは本制度の成否を左右する基本的要件であることにかんがみ、損害評価は損害評価要綱等に従い厳正に行うこと。特に農作物共済については、悉皆調査に当たって、損害評価地区の設定、損害評価員の選任及び配置、検見による評価の精度向上のための評価眼の統一等を適切に実施するとともに、組合等の抜取調査に当たってその適正な実施及び精度の向上を図ること。 ○ 平成 6 年 4 月に開催した主管課長会議及び連合会参事等会議において再度制度の周知を図った。

(注) 農業災害補償制度行政監察結果報告書及び勧告に対する農林水産省の回答に基づき、損害評価に係る事項について記載した。

表 2-(3)-⑯ 無事戻しの根拠算出方法等

共済事業の種類	無事戻金の算出方法に係る農災法施行規則の記述内容
家畜共済事業以外の共済事業	<p>組合等は、共済事業の種類ごとに、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がなく、次のいずれかに該当する場合は、総会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済目的又は共済関係に係る共済掛金のうち、当該組合員等の負担に係る部分の金額の二分の一に相当する金額（当該前3事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する額から当該共済金又は当該無事戻金の合計金額を差し引いた額。）を限度として、無事戻しを行うことができる。</p> <p>① 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき。 ② 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。</p> <p>図 無事戻金支払額の算出方法</p> $\text{無戻限度額} = \frac{\text{前3事業年度間の共済掛金組合員等負担分}}{\times 1/2} - \left(\text{前3事業年度間に支払われた共済金} + \text{前2事業年度間に支払われた無事戻金} \right)$
家畜共済事業	<p>組合等は、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がなく、次のいずれかに該当する場合は、総会の議決を経て、当該組合員等の負担に係る共済掛金額の六分の一に相当する金額（共済期間中に共済金の支払を受けたときは、当該六分の一に相当する額から、当該共済金の金額を差し引いた額。）を限度として、無事戻しを行うことができる。</p> <p>① 定款等で定める期間にわたり共済金の支払を受けないとき。 ② 定款等で定める期間に当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該期間中の共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額の六分の一に相当する金額に満たない場合。</p> <p>図 無事戻金支払額の算出方法</p> $\text{無事戻限度額} = \frac{\text{定款等で定める期間の共済掛金組合員等負担分}}{\times 1/6} - \text{定款等で定める期間に支払われた共済金}$

(注) 農災法施行規則に基づき当省が作成した。

表 2-(3)-⑰ 道府県別の調査対象組合等数及び共済事業の種類別の抽出調査農家等数
(単位：組合等、農家等)

道府県名	道府県内の組合等の総数	左のう ち、調査 対象組合 等数	調査対象組合等における抽出調査農家等数					計
			農作物 共済事 業	家畜共 済事業	果樹共 済事業	畑作物 共済事 業	園芸施 設共済 事業	
A県	3	3	72	36	12	24	36	180
B県	9	4	72	54		18	36	180
C県	7	4	36	81	27		36	180
D県	6	4	36	45	27	36	36	180
E県	4	1	12	11	24		12	59
F県	7	2	44	36		24	12	116
G県	3	3	36	12	108		24	180
H県	12	4	45	32	9	9	81	176
I県	4	4	63	63	18	27	9	180
J県	7	4	72	72		18	18	180
K県	4	4	36	36	36	36	36	180
L県	3	3	36	72	48		24	180
M県	9	4	54	54	9	27	36	180
N県	6	4	66	36	16	27	27	172
O県	7	4	72	27	18	36	27	180
P県	1	1	45	72	27	9	27	180
Q県	10	4	36	81	18	27	18	180
R県	8	4	45	108		9	18	180
S県	7	4	54	63	18	27	18	180
T県	9	4	36	63	45		36	180
U県	21	8	144	81		126	9	360
V県	6	4	72	36	36		36	180
W県	6	4	45	45	63		27	180
計	159	85	1,229	1,216	559	480	639	4,123

- (注) 1 道府県別の組合等数は、平成16年4月1日現在の数である。
- 2 調査対象共済事業・共済目的は、1組合等について、原則として5共済事業・共済目的を調査担当局所が適宜選定した。ただし、農作物共済の水稲については、85組合等すべてにおいて調査対象とした（共済事業の種類及び共済目的別の調査対象組合等数及び抽出調査対象農家等数は、表2-(3)-⑱参照）。
- 3 抽出調査対象農家等は、1組合等について、年度別（平成13年度、14年度及び15年度）、共済目的別に、原則として、当該年度の共済金支払額の多いものから順に3ないし4農家等を等間隔抽出法により選定した。このため、例えば、平成13年度の抽出対象農家等が、14年度又は15年度にも抽出対象となっている場合があるので、農家等数は延べ数となる。
- 4 熊本県は、特定組合であるため、4支所を選定し、各支所において上記3の方法により、対象対象農家等45農家等、計180農家等を選定した。

表 2-(3)-⑱ 共済事業の種類及び共済目的別の調査対象組合等数及び抽出調査農家等数

(単位：種類、組合等、農家等)

共済事業の種類	共済目的	調査対象組合等数	抽出調査対象農家等数
農作物共済事業	水稲	85	834
	麦	42	395
	小計	127 (85)	1,229
家畜共済事業	乳用牛	68	661
	肉用牛等	37	366
	特定肉用牛等	16	144
	種豚	3	27
	肉豚	2	18
	小計	126 (81)	1,216
果樹共済事業	うんしゅうみかん	18	171
	いよかん	3	27
	指定かんきつ	4	42
	りんご	4	36
	ぶどう	2	21
	なし	15	147
	もも	3	30
	かき	6	61
	くり	1	12
	うめ	1	12
小計	57 (42)	559	
畑作物共済事業	ばれいしょ	6	54
	大豆	38	351
	小豆	7	63
	茶	1	12
	小計	52 (45)	480
園芸施設共済事業	特定園芸施設等	66 (61)	639
計 (22種類)		428 (85)	4,123

(注) 1 調査対象85組合等について、調査対象とした共済目的別の調査対象組合等数及び調査対象農家等数を計上した。

家畜共済事業の農災法上の共済目的の区分は「牛及び牛の胎児、馬、種豚、肉豚」であるが、今回の調査は上記区分により調査を実施したため、上記のとおり記載した。

2 「小計」及び「計」欄の組合等数のうち、()内の数は、実数である。

表 2-(3)-⑳ 引受けの成立手続きが不適切なもの（その 1：共済の加入申込期限等が共済責任期間の開始前となるように定款等に規定していないもの）（単位：組合等）

共済事業の種類	作目等	調査対象組合等数	定款等に規定された加入申込期限が、共済責任期間の開始時期の後になっているもの	組合等名
農作物共済事業	水稻	85	81	Aa、Ab、Ac、Ba、Bb、Bc、Bd、Ca、Cb、Cc、Cd、Da、Db、Dc、Dd、Ea、Fb、Fc、Gc、Hb、Hc、Hd、Ia、Ib、Ic、Id、Ja、Jb、Jc、Jd、Ka、Kb、Kd、La、Lb、Lc、Ma、Mb、Mc、Md、Na、Nb、Nc、Nd、Oa、Ob、Oc、Od、Pe、Qa、Qb、Qc、Qd、Ra、Rb、Rc、Rd、Sa、Sb、Sc、Sd、Ta、Tb、Tc、Td、Ua、Ub、Uc、Ud、Ue、Uf、Ug、Uh、Va、Vb、Vc、Vd、Wa、Wb、Wc、Wd
	麦	42	41	Aa、Ab、Ac、Ba、Bb、Bc、Bd、Fb、Fc、Hb、Ia、Ib、Ic、Ja、Jb、Jc、Jd、Ma、Mb、Na、Nd、Oa、Ob、Oc、Od、Pe、Sa、Sb、Ua、Ub、Uc、Ud、Ue、Uf、Ug、Uh、Va、Vb、Vc、Vd、Wa
	小計	127(85)	122(81)	
果樹共済事業	うんしゅうみかん	18	2	0b、Od
	いよかん	3	0	
	指定かんきつ	4	0	
	りんご	4	0	
	ぶどう	2	0	
	なし	15	0	
	もも	3	0	
	かき	6	0	
	くり	1	0	
	うめ	1	0	
	小計	57(42)	2(2)	
畑作物共済事業	ばれいしよ	6	4	Ma、Pe、Qb、Qd
	大豆	38	27	Ab、Bb、Bd、Da、Db、Dc、Dd、Fc、Ia、Ib、Ic、Ka、Kb、Kd、Mb、Md、Na、Nb、Oa、Ob、Oc、Od、Qc、Rd、Sb、Sc、Sd
	小豆	7	0	
	茶	1	0	
	小計	52(45)	31(31)	
計		236(85)	155(81)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各作目等の共済責任開始時期は、調査対象組合等の事業区域の農業協同組合等が作成している栽培暦等による。
 3 「小計」及び「計」欄の組合等数のうち、()内の数は、実数である。

表 2-(3)-㊦ 引受けの成立手続きが不適切なもの（その 2：共済掛金納入期限を共済責任期間開始前となるように定款等に規定していないもの）（単位：組合等）

共済事業の種類	作目等	調査対象組合等数	定款等に規定された共済掛金納入期限が、共済責任期間の開始時期の後になっているもの	
				組合等名
果樹共済事業	うんしゅうみかん	18	2	Ob、Od、
	いよかん	3	0	
	指定かんきつ	4	0	
	りんご	4	0	
	ぶどう	2	1	Mc
	なし	15	0	
	もも	3	1	Ta
	かき	6	0	
	くり	1	0	
	うめ	1	0	
	小計	57(42)	4(4)	
畑作物共済事業	ばれいしょ	6	6	Ma、Pe、Qb、Qd、Uf、Uh
	大豆	38	38	Ab、Bb、Bd、Da、Db、Dc、Dd、Fb、Fc、Hb、Ia、Ib、Ic、Jb、Jd、Ka、Kb、Kc、Kd、Mb、Md、Na、Nb、Nc、Oa、Ob、Oc、Od、Qc、Rd、Sb、Sc、Sd、Ua、Ub、Uc、Ue、Ug
	小豆	7	7	Ua、Ub、Uc、Ue、Uf、Ug、Uh
	茶	1	0	
	小計	52(45)	51(44)	
計	109(95)	55(44)		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 農作物共済事業の場合、共済責任期間の開始後となるような期日を定款等に規定しても差し支えないとされていることから除外した。
 3 「小計」及び「計」欄の組合等数のうち、() の数は、実数である。

表 2-(3)-㉔ 引受けの成立手続きが不適切なもの（その 3：共済責任期間の開始前までに組合等に加入申込書等を提出していない農家等）
（単位：組合等）

共済事業の種類	作目等	組合等数及び農家等の区分	調査対象組合等数及び農家等数	農家等が、共済責任期間の開始時期までに加入申込書を提出していないもの	
				組合等名	
農作物共済事業	水稻	組合等数	85	22	Ca(9)、Cb(9)、Cc(9)、Cd(9)、Ha(3)、Hb(9)、Hd(9)、Ja(4)、Jb(4)、Rb(1)、Rd(1)、Ta(9)、Tb(9)、Tc(6)、Td(3)、Ua(9)、Ub(9)、Uc(8)、Ud(9)、Ug(7)、Uh(7)、Wb(7)
		農家等数	834	150	
	麦	組合等数	42	17	Fb(12)、Fc(2)、Ja(6)、Jb(9)、Jc(2)、Jd(8)、Ob(1)、Oc(1)、Od(1)、Ua(9)、Ub(9)、Uc(9)、Ud(9)、Ue(1)、Uf(6)、Ug(9)、Uh(9)
		農家等数	395	103	
果樹共済事業	うんしゅうみかん	組合等数	18	2	Ob(6)、Od(9)
		農家等数	171	15	
畑作物共済事業	ばれいしょ	組合等数	6	1	Qd(3)
		農家等数	54	3	
	大豆	組合等数	38	17	Bb(9)、Dd(5)、Ia(9)、Ib(9)、Ic(9)、Kd(9)、Mb(6)、Md(6)、Na(2)、Oa(3)、Oc(9)、Od(6)、Qc(9)、Rd(9)、Sb(9)、Sc(9)、Sd(3)
		農家等数	351	121	
	小豆	組合等数	7	2	Ua(9)、Ub(1)
		農家等数	63	10	
計	組合等数	196	61		
	農家等数	1,868	402		

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「農家等が、共済責任期間の開始時期までに加入申込書を提出していないもの」欄の「組合等名」欄の（ ）内の数字は、農家等数である。

表 2-(3)-㉕ 引受けの成立手続きが不適切なもの（その 4：農家等が共済責任期間の開始前までに組合等に加入申込書等を提出しているにもかかわらず、組合等が共済責任期間の開始前までに加入承諾を行っていないもの（総数））
（単位：農家等）

道府県名	組合等名	該当農家数
A 県	A b 組合	8
B 県	B d 組合	7
D 県	D a 組合	2
	D b 組合	5
	D c 組合	9
	D d 組合	4
F 県	F b 組合	12
	F c 組合	12
K 県	K b 組合	3
	K c 組合	1
Q 県	Q b 組合	6
	Q d 組合	4
S 県	S d 組合	4
計	14(13)	77

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「計」欄のうち、（ ）の数は、実数である。

表 2-(3)-㊸ 引受けの成立手続きが不適切なもの（その 4：農家等が共済責任期間の開始前までに組合等に参加申込書等を提出しているにもかかわらず、組合等が共済責任期間の開始前までに加入承諾を行っていないもの（個別農家等））

共済事業の種類	作目等	道府県	組合等名	農家等名	共済責任期間開始時期	加入申込時期	加入承諾時期
果樹共済事業	うんしゅうみかん	K 県	K c 組合	Kc19	8 月 1 日頃	6 月 24 日	12 月 7 日
	なし	D 県	D b 組合	Db20 Db21	6 月中下旬	3 月 21 日から 4 月 30 日	9 月 14 日
	小計	2	2	3			
畑作物共済事業	ばれいしょ	Q 県	Q b 組合	Qb28	1 月上旬から下旬	12 月 27 日	1 月（日不明）
				Qb30		12 月 25 日	
				Qb31		12 月 19 日	1 月 24 日
				Qb32		12 月 19 日	
				Qb33		12 月 19 日	
				Qb36		12 月 19 日	1 月 23 日
		Q d 組合	Qd30	12 月 20 日から 1 月 31 日	11 月 21 日	1 月（日不明）	
			Qd33		12 月 17 日	1 月 23 日	
			Qd35		12 月 11 日	1 月 22 日	
			Qd36		11 月 15 日	1 月 22 日	
	大豆	A 県	A b 組合	Ab38	7 月上旬から下旬	7 月 15 日	8 月 2 日
				Ab39		7 月 6 日	8 月 2 日
				Ab40		7 月 6 日	8 月 2 日
				Ab41		7 月 5 日	8 月 6 日
				Ab42		7 月 9 日	8 月 6 日
				Ab43		7 月 10 日	8 月 6 日
				Ab44		7 月 15 日	8 月 6 日
				Ab46		7 月 22 日	8 月 1 日
		B 県	B d 組合	Bd28	7 月上旬から中旬	7 月 9 日	8 月 3 日
				Bd30		7 月 6 日	8 月 3 日
				Bd31		7 月 9 日	8 月 2 日
				Bd32		6 月 25 日	8 月 2 日
				Bd34		7 月 8 日	7 月 29 日
				Bd35		7 月 8 日	7 月 29 日
		D 県	D a 組合	Da33	5 月下旬から 7 月上旬	6 月 10 日	7 月 1 日
				Da34		6 月 21 日	7 月 1 日
			D b 組合	Db29	6 月上旬から下旬	6 月 10 日	6 月 29 日
Db34	5 月 30 日	6 月 24 日					
Db35	5 月 30 日	6 月 24 日					

畑作物共 済事業 (続き)	大豆 (続 き)	D 県 (続き)	D c 組合	Dc28	6 月 上 旬 か ら 7 月 上 旬	6 月 20 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc29		6 月 21 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc30		6 月 20 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc31		6 月 11 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc32		6 月 11 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc33		6 月 17 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc34		6 月 10 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc35		6 月 17 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				Dc36		6 月 15 日	7 月 1 日 から 7 月 4 日
				D d 組合		Dd28	6 月 上 旬 か ら 7 月 上 旬
		Dd29	6 月 8 日		6 月 30 日 から 7 月 5 日		
		Dd30	6 月 8 日		6 月 30 日 から 7 月 5 日		
		Dd31	5 月 29 日		6 月 30 日 から 7 月 5 日		
		F 県	F b 組合	7 月 中 旬 か ら 下 旬	Fb37	6 月 29 日	8 月 7 日
	Fb38				6 月 10 日		
	Fb39				6 月 29 日		
	Fb40				6 月 23 日		
	Fb41				7 月 10 日	8 月 1 日	
	Fb42				6 月 24 日		
	Fb43				6 月 21 日		
	Fb44				7 月 10 日		
	Fb45				6 月 30 日	8 月 1 日	
	Fb46				6 月 13 日		
	Fb47				6 月 30 日		
	Fb48				7 月 11 日		
	F c 組合		6 月 下 旬	Fc45	6 月 27 日	8 月 2 日	
				Fc46	7 月 10 日		
				Fc47	6 月 24 日		
				Fc48	6 月 30 日		
				Fc49	7 月 2 日	8 月 1 日	
				Fc50	7 月 10 日		
				Fc51	6 月 30 日		
				Fc52	6 月 27 日		
Fc53				6 月 26 日	8 月 4 日		
Fc54				7 月 8 日			
Fc55	6 月 27 日						
Fc56	7 月 8 日						
K 県	K b 組合		6 月 上 旬 か ら 7 月 上 旬	Kb31	6 月 11 日	7 月 15 日	
				Kb33	6 月 17 日	7 月 15 日	
		Kb34		6 月 10 日	7 月 15 日		
S 県	S d 組合	6 月 上 旬	Sd38	5 月 29 日	6 月 15 日		
			Sd39	5 月 29 日	6 月 15 日		
			Sd41	5 月 10 日	6 月 14 日		
			Sd42	5 月 28 日	6 月 14 日		
小計	7	12	74				
計	9 (7)	14 (13)	77				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「小計」及び「計」欄の () 内の数は、実数である。

表 2-(3)-㊦ 加入資格基準面積に満たない耕地しか保有せず、共済の加入資格がない農家等が加入しているもの (単位：a、円)

道府県名	組合等名	共済事業の種類	年度	農家等名	加入資格面積	引受面積	共済掛金	共済金支払額
A県	A b 組合	農作物	平成15	Ab11	10	8.00	704	21,462
H県	H c 組合	農作物	15	Hc8	10	8.47	339	12,204
R県	R a 組合	園芸施設	15	※Ra46	5	4.94	17,640	52,313
			12~15	※Ra47	5	3.7	不明	0
			15	※Ra48	5	3.4	不明	0
	R b 組合	園芸施設	14, 15	※Rb46	5	2.1	不明	0
V県	V a 組合	果樹	14	Va32	10	10 (8.20)	2,744	0
	V d 組合	果樹	15	Vd35	10	10 (7.11)	6,664	0
計	6			8			28,091	85,979

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「※」印を付したR県の事例は、今回の調査対象として抽出した4,123農家等以外の農家等である。
 3 「共済掛金」欄の額は、H県の事例のみ共済掛金及び賦課金の合計額である。
 4 V県の事例は、加入申込書には加入資格面積の基準以上である10aと記載されている。
 しかし、当該耕地について、地籍調査簿等に基づき面積を確認した結果、加入資格面積の10aに満たないことが判明したものである（()内の数値が地籍調査簿等に基づく正確な面積である。）。

事例 2-(3)-① 加入資格基準面積に満たない耕地しか保有せず、共済の加入資格がない農家等が加入しているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要										
A 県	A b 組合 (農作物共済事業、水稲)	<p>A b 組合は、定款等で、農作物共済の加入資格基準について、水稲、陸稲及び麦の耕地面積の合計が10 a 以上である者に限ると定めている。</p> <p>しかし、同組合で抽出調査対象とした農作物共済事業（水稲）の延べ12農家等について、耕地面積の規模が加入資格基準に達しているか調査したところ、次表のとおり、耕地面積が10 a 未満で加入資格基準に達していないものが1農家等みられ、また、この1農家等に対し、共済金計2万1,462円が支払われている。</p> <p>表 耕地面積が10 a 未満の農家等の引受状況等 (単位: a、円)</p> <table border="1" data-bbox="470 728 1228 817"> <thead> <tr> <th>農家等名</th> <th>年度</th> <th>耕地面積</th> <th>共済掛金</th> <th>共済金支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ab11</td> <td>平成15</td> <td>8.00</td> <td>704</td> <td>21,462</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、この調査結果を踏まえて、A b 組合において、平成15年度の農作物共済事業（水稲及び麦）の加入農家等1万4,807農家等について、耕地面積の規模が加入資格基準に達しているか改めて調査したところ、加入資格基準面積を満たしていないものが、388農家等（2.6%）みられる。</p>	農家等名	年度	耕地面積	共済掛金	共済金支払額	Ab11	平成15	8.00	704	21,462
農家等名	年度	耕地面積	共済掛金	共済金支払額								
Ab11	平成15	8.00	704	21,462								
H 県	H c 組合（農作物、水稲）	<p>H c 組合は、定款等で、農作物共済の加入資格基準について、水稲、陸稲及び麦の耕地面積の合計が10 a 以上である者に限ると定めている。</p> <p>しかし、同組合で抽出調査対象とした農作物共済事業（水稲）の延べ9農家等について、耕地面積の規模が加入資格基準に達しているか調査したところ、次表のとおり、耕地面積が10 a 未満で加入資格基準に達していないものが1農家等みられ、また、この農家等に対し、共済金計1万2,204円が支払われている。</p> <p>表 耕地面積が10 a 未満の農家等の引受状況等 (単位: a、円)</p> <table border="1" data-bbox="470 1456 1276 1534"> <thead> <tr> <th>農家等名</th> <th>年度</th> <th>耕地面積</th> <th>共済掛金等</th> <th>共済金支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Hc8</td> <td>平成15</td> <td>8.47</td> <td>339</td> <td>12,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「共済掛金等」の金額は、共済掛金及び賦課金の合計金額である。</p>	農家等名	年度	耕地面積	共済掛金等	共済金支払額	Hc8	平成15	8.47	339	12,204
農家等名	年度	耕地面積	共済掛金等	共済金支払額								
Hc8	平成15	8.47	339	12,204								

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-㉔ 定款等で引き受けないとしている同一作物の連作耕地等を引き受けているもの

(単位：農家等、円)

道府県名	組合等名	農家等数	連作を行っているもの		左のうち共済金が支払われている農家等数	共済金支払額
			連作を行っているもの	作付割合が不適切なもの		
U 県	U a 組合	17	12	5	0	
	U b 組合	12	7	5	0	
	U c 組合	10	6	4	0	
	U e 組合	10	7	3	0	
	U f 組合	4	3	1	1	94, 149
	U g 組合	3	1	2	0	
計	6	56	36	20	1	94, 149

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-㉔ 定款等で引き受けないとしている同一作物の連作耕地等を引き受けているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要
U 県	U f 組合 (畑作物共済事業、ばれいしょ・小豆)	<p>畑作物共済の対象とされている大豆等の農作物は、連作による病虫害の多発、地力の減退等を生じやすい。</p> <p>このため、農林水産省は、畑作物引受要綱を発出し、組合等に対し、共済目的の種類とする農作物について、地域の実態に適合する作付基準を定款等で定めるよう指導している。</p> <p>また、畑作物引受要綱においては、組合等が定款等で作付基準を定める場合、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及びてん菜にあつては、i) 連作をしてはならない(緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による弊害が認められない場合を除く。) こととしていること、ii) 組合等の区域内における畑作物の望ましい作付体系及び作付割合におおむね適合していなければならないこととしていること、iii) 農家等ごとに、畑作物の栽培面積のうち豆類の栽培面積が 50%以下でなければならないこととしていることとする要件を満たすことと定められている。</p> <p>U f 組合は、定款等で、作付基準に適合していない農家等については、次のとおり、申込みの承諾を拒むと定めている。</p> <p style="text-align: center;">U f 組合の定款等(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(申込みの承諾を拒む場合)</p> <p>157 条(2) その者の第 154 条 1 項の規定による申込みに係る農作物(スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃを除く。)の作付けが、次に掲げる作付基準に適合しないこと。</p> <p>イ 連作をしていないこと。ただし、緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による弊害が認められない場合には、この限りではない。</p> <p>ロ その者に係る畑作物の栽培面積(果樹等の木本性作物、専ら牧草の作付けに係る耕地及び水田農業経営確立対策実施要領(平成 12 年 4 月 1 日付 12 農産第 1932 号農林水産事務次官依命通知)に係る作物作付け耕地を除く。)のうち豆類の栽培面積が 50%以下であること。ただし、耕地ごとに、その年次順序が組合の区域内における望ましい作付体系に準拠して作付けされている場合はこの限りでない。</p> <p>ハ 当該者に係る畑作物の栽培耕地の属する地域として、この組合が別に定める地域内における畑作物の望ましい作付体系としていること。</p> </div>

	<p>また、畑作物引受要綱で、農家等の作付状況を把握するために、組合等は、最近3年間の作付状況を記載する畑作台帳を作成すること定められている。</p> <p>しかし、U f 組合で抽出調査対象とした畑作物共済（ばれいしょ及び小豆の各9農家等）の延べ18農家等について、作付基準が遵守されているか調査したところ、畑作台帳を作成しておらず、引受けに当たり経年的な作付状況を把握しないまま引受けを行い、定款等で引受けしないこととしている連作地の引受けを行っているものが4農家等みられる。</p> <p>この4農家等のうち、豆類を2年連続作付けしている1農家等（Uf45）において、連作障害の可能性が高い病害（茎疫病）が発生し、これに対し共済金9万4,149円が支払われている。ちなみに、当該共済金の支払に際しては、分割評価も行っていない。</p> <p>このほか、同組合においては、組合の作付基準に反し、豆類の栽培面積が50%を超えているもの（畑作物共済栽培面積245.9aのうち大豆の栽培面積が139.8a(56.9%)）が上記18農家等のうち1農家等（Uf32）みられる。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-② 同一の耕地を二重に引き受けているもの

道府県名	組合等名	共済事業の種類	年度	農家等名
I 県	I a 組合	畑作物 農作物	平成14	Ia42
J 県	J b 組合	農作物	15	Jb16
W 県	W d 組合	畑作物 農作物	14	Wd4
計	3			3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 I 県及びW 県の事例については、水田転作地を誤って農作物共済（水稻）としても引受けを行った事例である。

事例2-(3)-③ 同一の耕地を二重に引き受けているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要												
J 県	J b 組合 (農作物共済事業、麦)	<p>J b 組合で抽出調査対象とした農作物共済事業(麦)の延べ9農家等について、その引受内容を調査したところ、次表のとおり、事務処理の誤りにより、同一の耕地を異なる面積で重複して引受けしているものが1農家等みられる。</p> <p>表 同一耕地を異なる面積で重複して引受けしているもの (単位：a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農家等名</th> <th>年度</th> <th>耕作面積</th> <th>耕地番号</th> <th>引受面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Jb16</td> <td rowspan="2">平成15</td> <td rowspan="2">27.80</td> <td>59</td> <td>27.80</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>28.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	農家等名	年度	耕作面積	耕地番号	引受面積	Jb16	平成15	27.80	59	27.80	68	28.00
農家等名	年度	耕作面積	耕地番号	引受面積										
Jb16	平成15	27.80	59	27.80										
			68	28.00										

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-㉔ 耕地面積を実際の面積より過大又は過少に引き受けているもの

(単位：a、円)

道府県名	組合等名	共済事業の種類	年度	農家等名	細目書に記載されている引受面積 (A)	確認野帳に記載されている引受面積 (B)	過大・過少面積 (A-B)	実際に支払われた共済金の額 (C)	引受面積が正確に記載された場合の共済金の額 (当省試算) (D)	過大・過少共済金支払額 (C-D)
A 県	A c 組合	農作物	平成13	Ac2	60.37	55.57	4.80	0		
D 県	D c 組合	農作物	13	Db1	22.1	15.7	6.40	0		
J 県	J c 組合	農作物	13	Jc13	0.34	3.43	▲ 3.09	604	6,795	▲6,191
N 県	N a 組合	農作物	13	Na1	36.8	30.2	6.60	0		
O 県	O b 組合	畑作物	15	Ob45	100.5	97.4	3.10	136,640	122,976	13,664
	O c 組合	畑作物	13	Oc29	96.3	92.4	3.90	0		
P 県	P a 組合	農作物	14	Pa26	64.2	73.6	▲ 9.4	0		
			15	Pa27	10.7	11.0	▲ 0.3	25,764	26,668	▲ 904
				Pa28	6.7	9.7	▲ 3.0	5,650	8,136	▲ 2,486
S 県	S b 組合	畑作物	15	Sb34	85.4	81.2	4.2	77,589	73,628	3,961
V 県	V a 組合	果樹	14	Va31	24.00	23.04	0.96	0		
W 県	W d 組合	農作物	13	Wd3	276.4	297.51	▲ 21.11	0		
過大分計	10			12			29.96	214,229	196,604	17,625
過少分計							▲ 36.9	32,018	41,599	▲9,581

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「引受面積が正確に記載された場合の共済金の額(当省試算)」欄の額は、引受面積と実際の面積の差に基づき、当省が試算した額である(試算内容の詳細については、事例表参照。)

事例 2-(3)-④ 耕地面積を実際の面積より過大又は過少に引き受けているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																																																																																																																														
S 県	S b 組合 (畑作物共済事業、大豆)	<p>S b 組合で抽出調査対象とした畑作物共済事業(大豆)の延べ9農家等について、共済加入申込書の記載内容と市町村が保有する確認野帳の記載内容を突合して、双方の耕地面積が一致しているか調査したところ、表1のとおり、確認野帳に記載されている正しい耕地面積に比べ、共済細目書に記載されている耕地面積が過大となっているものが1農家等みられる。</p> <p>この農家等に支払われた共済金について、確認野帳の耕作面積に基づき再計算(試算)すると、3,961円が過大となっている。</p> <p>表1 実際より過大な面積の引受け及び共済金の支払状況 (単位：a、円)</p> <table border="1" data-bbox="469 696 1417 954"> <thead> <tr> <th>農家等名</th> <th>年度</th> <th>細目書に記載されている引受面積 (A)</th> <th>確認野帳に記載されている引受面積 (B)</th> <th>過大な面積 (A-B)</th> <th>実際に支払われた共済金の額 (C)</th> <th>引受面積が正確に記載された場合の共済金の額(当省試算) (D)</th> <th>過大な共済金支払額 (C-D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sb34</td> <td>平成15</td> <td>85.4</td> <td>81.2</td> <td>4.2</td> <td>77,589</td> <td>73,628</td> <td>3,961</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、「引受面積が正確に記載された場合の共済金の額」の算出方法は、表2とおりである。</p> <p>表2 細目書に記載された面積に基づく共済金額と正しい面積に基づく共済金額の算出方法の対比表 (単位：a、kg、円)</p> <table border="1" data-bbox="469 1200 1374 1749"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">細目書に記載された面積に基づく共済金支払額</th> <th colspan="3">正しい面積に基づく共済金支払額</th> </tr> <tr> <th>耕地1</th> <th>耕地2</th> <th>計</th> <th>耕地1</th> <th>耕地2</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引受面積</td> <td>A</td> <td>42.0</td> <td>43.4</td> <td>85.4</td> <td>39.9</td> <td>41.3</td> <td>81.2</td> </tr> <tr> <td>基準単収</td> <td>B</td> <td colspan="3">180</td> <td colspan="3">180</td> </tr> <tr> <td>基準収穫量</td> <td>C=A×B/10</td> <td>756</td> <td>781</td> <td>1,537</td> <td>718</td> <td>743</td> <td>1,461</td> </tr> <tr> <td>実収単収</td> <td>D</td> <td>68</td> <td>88</td> <td></td> <td>68</td> <td>88</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実収穫量</td> <td>E=A×D/10</td> <td>286</td> <td>382</td> <td>668</td> <td>271</td> <td>363</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>基準収穫量×0.2</td> <td>F=C×0.2</td> <td>151</td> <td>156</td> <td></td> <td>144</td> <td>149</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済減収量</td> <td>G=C-E-F</td> <td>319</td> <td>243</td> <td>562</td> <td>303</td> <td>231</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>分割単当減収量</td> <td>H</td> <td>36</td> <td>18</td> <td></td> <td>36</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分割減収量</td> <td>I=A×H/10</td> <td>151</td> <td>78</td> <td>229</td> <td>144</td> <td>74</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>分割後共済減収量</td> <td>J=G-I</td> <td>168</td> <td>165</td> <td>333</td> <td>159</td> <td>157</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>単価</td> <td>K</td> <td colspan="3">233</td> <td colspan="3">233</td> </tr> <tr> <td>共済金額</td> <td>L=J×K</td> <td colspan="3">77,589</td> <td colspan="3">73,628</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「細目書に記載された面積に基づく共済金支払額」欄の数字は、S b 組合作成の「平成15年度畑作物共済組合員等別計算表(大豆)」による。 2 「正しい面積に基づく共済金支払額」欄の「引受面積」欄の数字は、「平成15年度水田農業実施計画(生産調整実施計画)(確認野帳)」による。また、同欄の「引受面積」以外の数字は、「細目書に記載された面積に基づく共済金額」欄の数字と同じ数字又は同じ計算式による。 3 共済金額の計算方法は、以下のとおりである。 ○ 共済金額(L) = (共済減収量(G) - 分割減収量(I)) × 作目の単価(K) ・ 共済減収量(G) = 基準収穫量(C) - 実収穫量(E) - 基準収穫量(C) × 0.2 ・ 分割減収量(I) = 引受面積(A) × 分割単当減収量(H) / 10</p>	農家等名	年度	細目書に記載されている引受面積 (A)	確認野帳に記載されている引受面積 (B)	過大な面積 (A-B)	実際に支払われた共済金の額 (C)	引受面積が正確に記載された場合の共済金の額(当省試算) (D)	過大な共済金支払額 (C-D)	Sb34	平成15	85.4	81.2	4.2	77,589	73,628	3,961	区分		細目書に記載された面積に基づく共済金支払額			正しい面積に基づく共済金支払額			耕地1	耕地2	計	耕地1	耕地2	計	引受面積	A	42.0	43.4	85.4	39.9	41.3	81.2	基準単収	B	180			180			基準収穫量	C=A×B/10	756	781	1,537	718	743	1,461	実収単収	D	68	88		68	88		実収穫量	E=A×D/10	286	382	668	271	363	635	基準収穫量×0.2	F=C×0.2	151	156		144	149		共済減収量	G=C-E-F	319	243	562	303	231	534	分割単当減収量	H	36	18		36	18		分割減収量	I=A×H/10	151	78	229	144	74	218	分割後共済減収量	J=G-I	168	165	333	159	157	316	単価	K	233			233			共済金額	L=J×K	77,589			73,628		
農家等名	年度	細目書に記載されている引受面積 (A)	確認野帳に記載されている引受面積 (B)	過大な面積 (A-B)	実際に支払われた共済金の額 (C)	引受面積が正確に記載された場合の共済金の額(当省試算) (D)	過大な共済金支払額 (C-D)																																																																																																																									
Sb34	平成15	85.4	81.2	4.2	77,589	73,628	3,961																																																																																																																									
区分		細目書に記載された面積に基づく共済金支払額			正しい面積に基づく共済金支払額																																																																																																																											
		耕地1	耕地2	計	耕地1	耕地2	計																																																																																																																									
引受面積	A	42.0	43.4	85.4	39.9	41.3	81.2																																																																																																																									
基準単収	B	180			180																																																																																																																											
基準収穫量	C=A×B/10	756	781	1,537	718	743	1,461																																																																																																																									
実収単収	D	68	88		68	88																																																																																																																										
実収穫量	E=A×D/10	286	382	668	271	363	635																																																																																																																									
基準収穫量×0.2	F=C×0.2	151	156		144	149																																																																																																																										
共済減収量	G=C-E-F	319	243	562	303	231	534																																																																																																																									
分割単当減収量	H	36	18		36	18																																																																																																																										
分割減収量	I=A×H/10	151	78	229	144	74	218																																																																																																																									
分割後共済減収量	J=G-I	168	165	333	159	157	316																																																																																																																									
単価	K	233			233																																																																																																																											
共済金額	L=J×K	77,589			73,628																																																																																																																											

P 県	P a 組合 (農作物共済事業、水稲)	<p>P a 組合で抽出調査対象とした農作物共済事業(水稲)の延べ9 農家等について、共済加入申込書の記載内容と市町村が保有する確認野帳の記載内容を突合して、双方の耕地面積が一致しているか調査したところ、次表のとおり、確認野帳に記載されている正しい耕地面積に比べ、共済細目書に記載されている耕地面積が過少となっているものが3 農家等みられる。</p> <p>このうち、2 農家等に共済金が支払われているが、この2 農家等に支払われた共済金について、確認野帳の耕作面積に基づき再計算(試算)すると、それぞれ904 円、2,486 円の計3,390 円が過少となっている。</p>																																											
		<p>表 実際より過少な面積の引受け及び共済金の支払状況 (単位：a、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農家等名</th> <th>細目書に記載されている引受面積 (A)</th> <th>確認野帳に記載されている引受面積 (B)</th> <th>過少面積 (B - A)</th> <th>実際に支払われた共済金の額 (C)</th> <th>引受面積が正確に記載された場合の共済金の額 (当省試算) (D)</th> <th>過少共済金支払額 (C - D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14</td> <td>Pa26</td> <td>64.2</td> <td>73.6</td> <td>9.4</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>Pa27</td> <td>10.7</td> <td>11.0</td> <td>0.3</td> <td>25,764</td> <td>26,668</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>Pa28</td> <td>6.7</td> <td>9.7</td> <td>3.0</td> <td>5,650</td> <td>8,136</td> <td>2,486</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>12.7</td> <td>31,414</td> <td>34,807</td> <td>3,390</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「引受面積が正確に記載された場合の共済金の額」は、上記S b 組合と同様の方法で算出した。</p>						年度	農家等名	細目書に記載されている引受面積 (A)	確認野帳に記載されている引受面積 (B)	過少面積 (B - A)	実際に支払われた共済金の額 (C)	引受面積が正確に記載された場合の共済金の額 (当省試算) (D)	過少共済金支払額 (C - D)	平成14	Pa26	64.2	73.6	9.4	0			15	Pa27	10.7	11.0	0.3	25,764	26,668	904	15	Pa28	6.7	9.7	3.0	5,650	8,136	2,486	計	3			12.7	31,414
年度	農家等名	細目書に記載されている引受面積 (A)	確認野帳に記載されている引受面積 (B)	過少面積 (B - A)	実際に支払われた共済金の額 (C)	引受面積が正確に記載された場合の共済金の額 (当省試算) (D)	過少共済金支払額 (C - D)																																						
平成14	Pa26	64.2	73.6	9.4	0																																								
15	Pa27	10.7	11.0	0.3	25,764	26,668	904																																						
15	Pa28	6.7	9.7	3.0	5,650	8,136	2,486																																						
計	3			12.7	31,414	34,807	3,390																																						

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-㉔ 共済価額を過大又は過少に設定して引き受けているもの

(単位：農家等、円)

道府県名	組合等名	農家等数	左のう ち、共済 金が支払 われている 農家数	共済金支払額	
				過大支払額	過少支払額
A 県	A b 組合	7	3	446,720	0
	A c 組合	3	1	292,000	0
L 県	L a 組合	1	1	0	32,757
W 県	W b 組合	1	0		
	W d 組合	1	0		
計	5	13	5	738,720	32,757

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-㉕ 共済価額を過大又は過少に設定して引き受けているものの例（その 1：共済価額を過大又は過少に設定して引き受け、発生した共済事故について共済金を支払っているもの）

道府県名	組合等名 (共済事業 の種類及び 作物等)	事例の概要										
A 県	A b 組合、 A c 組合 (園芸施設 共済事業)	<p>A b 組合及び A c 組合は、定款等で、附帯施設（注 1）を共済の対象とすることができるように定めている（注 2）。</p> <p>園芸施設共済（附帯施設を含む）の共済価額は、「園芸施設共済共済価額設定準則」（昭和 54 年 3 月 30 日 農林水産省告示第 551 号）に基づき、当該施設を取得した価額に、設置後の経過年数に応じた「時価現有率」を乗じて算定することとされている（図 1 及び表 1 参照。）。</p> <p>(注) 1 園芸施設の本体施設である「ガラス室」等に附帯的に設置する温湿度調整装置、かん水施設等の施設をいう。 2 園芸施設共済の対象は、原則として「特定園芸施設」とされているが、組合等が定款等で定めた場合には附帯施設も対象とすることができる。</p> <p>図 1 附帯施設の共済価額の算定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\boxed{\text{附帯施設の共済価額}} = \boxed{\text{附帯施設の共済責任の開始時における再取得価額}} \times \boxed{\text{時価現有率(注 2)}}$ </div> <p>(注) 1 当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、及び能力を有するものを再取得するのに要する費用に相当する金額である。 2 当該附帯施設の設置後の経過年数に応じて減ずる割合であり、その割合は、時価現有率通知に基づき、表 1 のとおり定められている。</p> <p>表 1 附帯施設の時価現有率表 (単位：%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設置後の経過年数</th> <th>時価現有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 2 年未満</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 3 年未満</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>	設置後の経過年数	時価現有率	1 年未満	100	1 年以上 2 年未満	84	2 年以上 3 年未満	68	3 年以上 4 年未満	52
設置後の経過年数	時価現有率											
1 年未満	100											
1 年以上 2 年未満	84											
2 年以上 3 年未満	68											
3 年以上 4 年未満	52											

4年以上5年未満	36
5年以上	20

しかし、両組合で抽出調査対象とした園芸施設共済事業の延べ24農家等のうち、特定園芸施設に併せて附帯施設を共済の対象としている延べ14農家等について、その引受内容を調査した結果、附帯施設の設置後1年以上経過しているにもかかわらず時価現有率を100%のままとし、共済価額を過大に算定しているものが、A b組合で7農家等、A c組合で3農家等の計10農家等みられる。

表2 本来は毎年逓減する時価現有率を、100%のまま引き受けている例 (単位：%、千円)

区分		附帯施設の種類	暖房機	カーテン装置	開閉装置	制御装置	計
設置時期		平成12年7月					
再取得価額			1,200	200	300	600	2,300
組合が設定した時価現有率及び共済価額	平成12年度	時価現有率	100				
		共済価額	1,200	200	300	600	2,300
	13	時価現有率	100				
		共済価額	1,200	200	300	600	2,300
	14	時価現有率	100				
		共済価額	1,200	200	300	600	2,300
本来の時価現有率及び共済価額	12	時価現有率	100				
		共済価額	1,200	200	300	600	2,300
	13	時価現有率	84				
		共済価額	1,008	168	252	504	1,932
	14	時価現有率	68				
		共済価額	816	136	204	408	1,564

(注) 1 A b組合の資料による。
2 時価現有率が過大に設定された10農家のうち、A b54農家の共済価額の設定の例を記載した。

また、この10農家等のうち4農家等において、5件の附帯施設に係る共済事故が発生し、共済金が支払われているが、表3のとおり、その額は、時価現有率が正しく適用されたものとして算定(試算)した額に比べ、総額73万8,720円過大となっている。

表3 附帯施設に対し共済金が過大に支払われているもの (単位：円)

組合等名	農家等名	申込年月	実際に支払われた共済金の額 (a)	本来適用すべき時価現有率に基づき算定した共済金の額 (試算) (b)	過大支払額 (a-b)
Ab組合	Ab50	平成13年7月	180,000	151,200	28,800
		14年7月	180,000	122,400	57,600
	Ab54	13年7月	180,000	151,000	28,800
	Ab57	15年2月	1,740,480	1,408,960	331,520
	小計			2,280,480	1,833,760
Ac組合	Ac53	14年6月	765,000	473,000	292,000
計			3,045,480	2,306,760	738,720

(注) 当省の調査結果による

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑥ 共済価額を過大又は過少に設定して引き受けているものの例（その 2：誤った時価
 現有率で共済価額の算定を行っているもの）

道府県名	組合等名 （共済事業 の種類及び 作物等）	事例の概要																						
W 県	W d 組合 （園芸施設 共済事業）	<p>W d 組合で抽出調査対象とした園芸施設共済事業の延べ 9 農家等について、附帯施設の共済価額の算定に当たって適用する時価現有率が適切に算定されているか調査したところ、次表のとおり、時価現有率が自動計算されないものについて、手入力による更新を怠ったため、誤った時価現有率が適用したされ、共済価額が過大に算定されているものが 1 農家等みられる。</p> <p>表 誤った時価現有率を適用しているもの (単位：%、円)</p> <table border="1" data-bbox="469 678 1417 904"> <thead> <tr> <th rowspan="2">農家等名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">組合の算定</th> <th colspan="2">当省の試算による本来 適用すべき時価現有率 に基づく共済価額</th> <th rowspan="2">A-B</th> </tr> <tr> <th>時 価 現 有 率</th> <th>共 済 価 額 (A)</th> <th>時 価 現 有 率</th> <th>共 済 価 額 (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Wd37</td> <td>平成 13</td> <td>70</td> <td>813,000</td> <td>55</td> <td>638,000</td> <td>175,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>					農家等名	年度	組合の算定		当省の試算による本来 適用すべき時価現有率 に基づく共済価額		A-B	時 価 現 有 率	共 済 価 額 (A)	時 価 現 有 率	共 済 価 額 (B)	Wd37	平成 13	70	813,000	55	638,000	175,000
農家等名	年度	組合の算定		当省の試算による本来 適用すべき時価現有率 に基づく共済価額		A-B																		
		時 価 現 有 率	共 済 価 額 (A)	時 価 現 有 率	共 済 価 額 (B)																			
Wd37	平成 13	70	813,000	55	638,000	175,000																		

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-㊦ 共済金の過大又は過少な支払には至っていないものの、引受けに係る内容及び事務手続き等が適切に行われていないもの (単位：農家等)

不適切事例の内容		道府県名	組合等名	農家等数	
共済の引受時に行うこととされている家畜の健康診断を共済の引受後に行っているもの等	A 県	A 県	A a 組合	3	
			A c 組合	3	
		B 県	B 県	B a 組合	1
				T 県	T a 組合
		T 県	T 県	T b 組合	8
				T c 組合	9
	T d 組合			9	
	W 県			W a 組合	9
	W 県	W 県	W b 組合	9	
			W c 組合	9	
			W d 組合	9	
			計		11
耕作の実態を正確に把握しないまま引受けを行っているもの	S 県	S b 組合	9		
計		1	9		
加入承諾書の発送を決裁手続き前に行っているものなど引受の事務手続きが適切に行われていないもの	加入承諾書の発送を決裁手続き前に行っているもの等	K 県	K a 組合	13	
			K b 組合	18	
			K d 組合	21	
		S 県	S 県	S a 組合	16
				S b 組合	5
				S c 組合	1
	W 県	W a 組合	6		
	小計		7	80	
	園地台帳の整備が不十分であり、園地面積等が正確に把握できない状態でありながら引き受けているもの	K 県	K a 組合	9	
			K b 組合	9	
			K c 組合	9	
	小計		3	27	
	加入申込書に誤りがある等引受けに係る書類等の記載が不適切なもの	C 県	C 県	C a 組合	8
				C b 組合	13
C c 組合				1	
C d 組合				2	
G 県		G c 組合	1		
K 県		K 県	K a 組合	2	
			K b 組合	4	
			K c 組合	2	
			K d 組合	9	
N 県		N c 組合	9		
O 県		O 県	O a 組合	3	
			O c 組合	9	
			O d 組合	6	
P 県		P 県	P b 組合	10	
	P c 組合		7		
	P d 組合		5		

加入承諾書の発送を決裁手続き前に行っているものなど引受の事務手続きが適切に行われていないもの（続き）	加入申込書に誤りがある等引受けに係る書類等の記載が不適切なもの（続き）	S 県	S a 組合	2		
			S b 組合	3		
			S c 組合	2		
			S d 組合	4		
		U 県	U a 組合	4		
			U b 組合	4		
			U c 組合	5		
		W 県	W c 組合	5		
		小計			24	120
		その他事務処理が不適切なもの	H 県	H a 組合	1	
	H c 組合			8		
	I 県		I c 組合	6		
	Q 県		Q a 組合	2		
	T 県		T a 組合	6		
		T c 組合	1			
小計			5	24		
計			34	251		

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 農家等数については、延べ数である。

表 2-(3)-① 調査対象組合等において、共済掛金の徴収に係る業務が不適切なもの

(単位：農家等、円)

不適切事例		道府県名	組合等名	農家等数	延滞金未徴収額
定款等で定められた共済掛金の納入期限までに共済掛金を納入していないもの	滞納に伴い、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等から延滞金を徴収していないもの	J 県	J b 組合	1	42
		O 県	O a 組合	4	7,100
			O b 組合	1	16,100
		P 県	P d 組合	1	1,200
		S 県	S a 組合	1	1,780
	小計		5	8	26,222
	督促状の発出対象となる 20 日以上共済掛金を滞納しているにもかかわらず、組合等が督促を行っていないもの	B 県	B c 組合	2	
		C 県	C d 組合	1	
		F 県	F b 組合	3	
			F c 組合	1	
		Q 県	Q c 組合	2	
		S 県	S d 組合	1	
	小計		6	10	
	延滞期間が 20 日以上であり、かつ、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等に対する督促を行わず、延滞金も徴収していないもの	B 県	B c 組合	1	1,100
			B d 組合	1	3,300
小計		2	2	4,400	
計			12	20	30,622
共済掛金の徴収手続きが適切に行われていないもの	担保又は保証人のないまま分納を認めているもの	U 県	U a 組合	1	
			U c 組合	1	
			U d 組合	2	
			U e 組合	2	
	その他、共済掛金の徴収手続きが適切に行われていないもの	O 県	O a 組合	6	
			O c 組合	6	
		W 県	W a 組合	1	
			W c 組合	1	
計		8	20		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農家等数は、延べ数である。

事例 2-(3)-⑦ 定款等で定められた共済掛金の納入期限までに共済掛金を納入していないものの例
 (その 1 : 滞納に伴い、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等
 が農家等から延滞金を徴収していないもの)

道府県名	組合等名 (共済事業の 種類及び作物 等)	事例の概要																																																													
○県	○ a 組合 ○ b 組合 (農作物共済 事業、水稻・ 麦)	<p>○ a 組合及び○ b 組合は、定款等で、共済掛金を滞納したものについて、延滞金を徴収することと定めている(定款等の内容は、事例 2-(3)-⑦の B c 組合及び B d 組合と同じ)。</p> <p>しかし、両組合で抽出調査対象とした農作物共済事業(水稻及び麦)の延べ 36 農家等(1 組合ごとに水稻 9 農家等及び麦 9 農家等の計 18 農家等。)について、共済掛金等の徴収状況を調査したところ、組合は、共済掛金の徴収が 20 日以上遅延した農家等に対する督促等は励行しているものの、次表のとおり、延滞金の徴収対象となるにもかかわらず延滞金を徴収していないものが 5 農家等みられる。</p> <p>表 滞納に伴い、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等から延滞金を徴収していないもの (単位：日、円)</p> <table border="1" data-bbox="496 840 1447 1223"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>農家等名</th> <th>作目等</th> <th>年度</th> <th>納入期限</th> <th>納入日</th> <th>延滞日数</th> <th>滞納額</th> <th>延滞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Oa組合</td> <td>Oa1</td> <td>水稻</td> <td>平成 13</td> <td>8月31日</td> <td>11月12日</td> <td>72</td> <td>153,853</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>Oa7</td> <td>水稻</td> <td>15</td> <td>8月31日</td> <td>10月24日</td> <td>53</td> <td>70,790</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>Oa10</td> <td>麦</td> <td>13</td> <td>8月28日</td> <td>3月29日</td> <td>28</td> <td>217,797</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>Oa16</td> <td>麦</td> <td>15</td> <td>2月28日</td> <td>3月28日</td> <td>27</td> <td>151,392</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>Ob組合</td> <td>Ob16</td> <td>麦</td> <td>15</td> <td>2月28日</td> <td>6月11日</td> <td>102</td> <td>515,394</td> <td>16,100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,109,226</td> <td>23,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「延滞金額」欄の額は当省が定款等に基づき試算した。計算方法は、事例 2-(3)-⑦の B c 組合及び B d 組合の場合と同じである。</p>		組合等名	農家等名	作目等	年度	納入期限	納入日	延滞日数	滞納額	延滞金額	Oa組合	Oa1	水稻	平成 13	8月31日	11月12日	72	153,853	3,200	Oa7	水稻	15	8月31日	10月24日	53	70,790	1,000	Oa10	麦	13	8月28日	3月29日	28	217,797	1,700	Oa16	麦	15	2月28日	3月28日	27	151,392	1,200	Ob組合	Ob16	麦	15	2月28日	6月11日	102	515,394	16,100	計	5						1,109,226	23,200
組合等名	農家等名	作目等	年度	納入期限	納入日	延滞日数	滞納額	延滞金額																																																							
Oa組合	Oa1	水稻	平成 13	8月31日	11月12日	72	153,853	3,200																																																							
	Oa7	水稻	15	8月31日	10月24日	53	70,790	1,000																																																							
	Oa10	麦	13	8月28日	3月29日	28	217,797	1,700																																																							
	Oa16	麦	15	2月28日	3月28日	27	151,392	1,200																																																							
Ob組合	Ob16	麦	15	2月28日	6月11日	102	515,394	16,100																																																							
計	5						1,109,226	23,200																																																							

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑧ 定款等で定められた共済掛金の納入期限までに共済掛金を納入していないものの例
 (その 2 : 督促状の発出対象となる20日以上共済掛金を滞納しているにもかかわらず、組合等が督促を行っていないもの)

道府県名	組合等名 (共済事業の 種類及び作物 等)	事例の概要												
C 県	C d 組合 (農作物共済 事業、水稲)	<p>C d 組合は、定款等で、農作物共済に係る共済掛金等を滞納する者がある場合について、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとするとしており、また、督促状の発出時期については、連合会が定めた「農作物共済未収共済掛金等解消の手引き」に基づき、定款等で定める期限から20日以内に行うこととしている。</p> <p>しかし、同組合において抽出調査対象とした農作物共済事業(水稲)の延べ9農家等について、共済掛金等の徴収業務を調査したところ、次表のとおり、共済掛金の納入期限から20日以上経過しているにもかかわらず督促状を発出していないものが1農家等みられる。</p> <p>表 組合等が督促を行っていないもの (単位：日)</p> <table border="1" data-bbox="493 801 1310 916"> <thead> <tr> <th>農家等名</th> <th>作目等</th> <th>年度</th> <th>納入期限</th> <th>納入日</th> <th>延滞日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cd8</td> <td>水稲</td> <td>平成15</td> <td>7月31日</td> <td>10月1日</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	農家等名	作目等	年度	納入期限	納入日	延滞日数	Cd8	水稲	平成15	7月31日	10月1日	61
農家等名	作目等	年度	納入期限	納入日	延滞日数									
Cd8	水稲	平成15	7月31日	10月1日	61									

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑨ 定款等で定められた共済掛金の納入期限までに共済掛金を納入していないものの例
 (その3: 延滞期間が20日以上であり、かつ、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等に対する督促を行わず、延滞金も徴収していないもの)

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																																				
B 県	B c 組合 B d 組合 (農作物共済事業、麦)	<p>B c 組合及び B d 組合は、定款等で、共済掛金等を滞納する者がある場合について、督促状により、期限を指定してこれを督促すると定めている。また、督促状の発出時期については、県及び連合会が作成した「農作物共済掛金等適正徴収の手引き」に基づき、納入期限後20日を経過した者に対し督促状発送日から2週間以内の納入期限を付して送付することとしている。</p> <p>さらに、両組合は、共済掛金等を滞納したのものについて、定款等で、次のとおり延滞金を徴収すると定めている。</p> <p>i) 組合等は、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年10.75%の割合で、払込期限(水稻の場合は、8月31日)の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。</p> <p>ii) 共済掛金等の額が2,000円未満の時は延滞金を徴収せず、共済掛金等の額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。</p> <p>iii) 共済掛金等の額に上記 i) の延滞料率を乗じて計算した延滞金の額が1,000円未満であるときは延滞金を徴収せず、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。</p> <p>しかし、両組合で抽出調査対象とした農作物共済事業(麦)の延べ18農家等について、共済掛金等の徴収業務を調査したところ、共済掛金の納入期限から20日以上遅れて共済掛金を徴収したものが4農家等みられ、組合はこれらの農家等に対する督促を行っておらず、かつ、この4農家等のうち、延滞金の徴収対象となるにもかかわらず延滞金を徴収していないものが次表のとおり、2農家等みられる。</p> <p>表 延滞期間が20日以上であり、かつ延滞金の納入義務が発生しているもの (単位: 日、円)</p> <table border="1" data-bbox="491 1384 1417 1608"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>農家等名</th> <th>作物等</th> <th>年度</th> <th>納入期限</th> <th>納入日</th> <th>延滞日数</th> <th>滞納額</th> <th>延滞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bc組合</td> <td>Bc13</td> <td>麦</td> <td>平成14</td> <td>1月31日</td> <td>2月22日</td> <td>21</td> <td>187,298</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>Bd組合</td> <td>Bd10</td> <td>麦</td> <td>13</td> <td>1月31日</td> <td>2月21日</td> <td>20</td> <td>570,315</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>757,613</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「延滞金額」欄の額は、定款等の規定に基づき当省が次の計算式により試算した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{延滞金額} = \text{共済掛金等} \times 0.1075 \times \text{延滞日数} \div 365$ <p>(100円未満は切り捨て)</p> </div> <p>3 「滞納額」欄は、共済掛金及び賦課金等の合計金額である。 4 「延滞金額」欄が斜線となっている農家等は、当省が試算した延滞金額が1,000円未満であり、定款等の定める延滞金の徴収対象(延滞金額1,000円以上)にならないものである。</p>	組合等名	農家等名	作物等	年度	納入期限	納入日	延滞日数	滞納額	延滞金の額	Bc組合	Bc13	麦	平成14	1月31日	2月22日	21	187,298	1,100	Bd組合	Bd10	麦	13	1月31日	2月21日	20	570,315	3,300	計	2						757,613	4,400
組合等名	農家等名	作物等	年度	納入期限	納入日	延滞日数	滞納額	延滞金の額																														
Bc組合	Bc13	麦	平成14	1月31日	2月22日	21	187,298	1,100																														
Bd組合	Bd10	麦	13	1月31日	2月21日	20	570,315	3,300																														
計	2						757,613	4,400																														

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑩ 共済掛金の徴収手続きが適切に行われていないものの例（担保又は保証人のないまま共済掛金の分納を認めているもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																																	
U 県	U a 組合 U c 組合 U d 組合 U e 組合 (家畜共済事業、乳用牛・肉用牛)	<p>U a 組合、U c 組合、U d 組合及びU e 組合は、定款等で、家畜共済の共済掛金を分納することについて、分納する場合は担保を供し、又は保証人を立てることと定めている。</p> <p>ただし、U 県では、農家等が農協の組合員勘定等を利用し、農協から営農資金等の融資を受けることが定着していることから、各農業共済組合では、業務の省力化のため、組合員が組合員勘定等（注）を利用して共済掛金等を分納する場合は保証人又は担保を徴しない旨の申合せ（以下「申合せ」という。）を行っている。</p> <p>しかし、U a 組合、U c 組合、U e 組合及びU d 組合において抽出調査対象とした家畜共済事業の延べ45農家等（U a 組合、U c 組合及びU e 組合は各 9 農家等、U d 組合は18農家等）について、共済掛金等の徴収業務を調査したところ、組合が申合せの内容を拡大解釈し、次表のとおり、申合せの対象とならない口座を利用しているにもかかわらず、保証人又は担保を徴しないまま分納を認めているものが 6 農家等みられる。</p> <p>（注） 「組合員勘定」とは、組合員の口座の預金残高が不足した場合、組合員ごとに設定した貸越限度額の範囲内で農協が自動的に融資を行う口座である。</p> <p>表 申合せの対象とならない口座利用者でありながら保証人又は担保を徴しないで分納を認めているもの</p> <table border="1" data-bbox="518 1120 1340 1388"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>農家等名</th> <th>作目等</th> <th>年度</th> <th>掛金徴収口座の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U a 組合</td> <td>Ua42</td> <td>乳用牛</td> <td>平成14</td> <td>乳代口座(乳代控除あり)</td> </tr> <tr> <td>U c 組合</td> <td>Uc38</td> <td>乳用牛</td> <td>13</td> <td>乳代口座(乳代控除なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">U d 組合</td> <td>Ud19</td> <td>乳用牛</td> <td>13</td> <td>JA普通口座</td> </tr> <tr> <td>Ud28</td> <td>肉用牛</td> <td>13</td> <td>JA普通口座</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">U e 組合</td> <td>Ue19</td> <td>乳用牛</td> <td>13</td> <td>普通口座</td> </tr> <tr> <td>Ue25</td> <td>乳用牛</td> <td>15</td> <td>普通口座</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1 当省の調査結果による。 2 「掛金徴収口座の種類」欄の「乳代口座」とは、酪農家の乳代を入金する口座であるが、組合員勘定等と異なり、口座の残高が不足しても営農計画に基づき農協から自動的に融資を受けられる仕組みはない。</p> <p>「乳代控除」とは、組合が組合員に対して支払う乳代を組合員の口座に入金する前に共済掛金等を控除することであり、「乳代控除なし」とは、乳代からの控除ではなく、口座から共済掛金を振り込むことをいう。</p>	組合等名	農家等名	作目等	年度	掛金徴収口座の種類	U a 組合	Ua42	乳用牛	平成14	乳代口座(乳代控除あり)	U c 組合	Uc38	乳用牛	13	乳代口座(乳代控除なし)	U d 組合	Ud19	乳用牛	13	JA普通口座	Ud28	肉用牛	13	JA普通口座	U e 組合	Ue19	乳用牛	13	普通口座	Ue25	乳用牛	15	普通口座
組合等名	農家等名	作目等	年度	掛金徴収口座の種類																															
U a 組合	Ua42	乳用牛	平成14	乳代口座(乳代控除あり)																															
U c 組合	Uc38	乳用牛	13	乳代口座(乳代控除なし)																															
U d 組合	Ud19	乳用牛	13	JA普通口座																															
	Ud28	肉用牛	13	JA普通口座																															
U e 組合	Ue19	乳用牛	13	普通口座																															
	Ue25	乳用牛	15	普通口座																															

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(3)-⑫ 調査対象組合等において、損害評価に係る業務が不適切なもの

(単位：農家等、円)

不適切事例		道府県名	組合等名	農家等数	左のうち共済金が過大に支払われている農家等数	共済金過大支払額
損害評価要綱等に定められた方法と異なる評価方法により損害評価を行っているもの	引受時に誤って設定した基準単収を損害評価時に調整したものの、なお共済金を過大に支払っているもの	T 県	T d 組合	1	1	717
	組合等が、損害評価員が行った現地調査結果に反した損害評価を行い、共済金を過大に支払っているもの	J 県	J c 組合	1	1	6,342
計			2	2	2	7,059
損害評価員が自集落の損害評価を行っているもの		W 県	W d 組合	8		
計			1	8		
損害評価の事務処理が適切に行われていないもの	損害通知等に記載漏れがあるもの	A 県	A b 組合	3		
		K 県	K b 組合	1		
			K d 組合	4		
		L 県	L a 組合	1		
			L b 組合	4		
		N 県	N a 組合	2		
			N b 組合	1		
		S 県	S a 組合	3		
			S b 組合	1		
			S c 組合	2		
			S d 組合	9		
		U 県	U a 組合	18		
			U b 組合	14		
			U c 組合	18		
			U d 組合	8		
小計			15	89		
その他、損害評価の事務処理が適切に行われていないもの	K 県	K c 組合	1			
	P 県	P c 組合	7			
		P d 組合	6			
	Q 県	Q b 組合	1			
	T 県	T b 組合	1			
T d 組合		1				
小計			6	17		
計			21	106		

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 農家等数は、延べ数である。

事例 2-(3)-⑪ 損害評価要綱等に定められた方法と異なる評価方法により損害評価を行っているものの例（その 1：引受時に誤って設定した基準単収を損害評価時に調整したものの、なお共済金を過大に支払っているもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																														
T 県	T d 組合 (農作物共済事業、水稻)	<p>T d 組合において抽出調査対象とした農作物共済事業（水稻）の延べ 9 農家等について、損害評価の実施状況について調査したところ、移植栽培に比べて基準収穫量を 15% 引き下げて引受単収を設定しなければならない直播栽培について、誤って移植栽培に適用する基準収穫量で引き受けているのがみられる（1 農家（Td4））。</p> <p>誤って引受けを行った場合には、誤りを発見した時点で、引受時に遡って修正手続を行わなければならないにもかかわらず、T d 組合は、損害評価で共済金の支払額を調整しようとし、分割評価により減収量を調整している。</p> <p>このような誤った調整方法を講じた結果、次表のとおり、引受単収を適切に設定した場合に比べ、共済金の支払額は 717 円過大となっている。</p> <p>表 分割評価をして減収量を調整したものと引受単収を適切に設定した場合の比較 (単位：%、kg、円)</p> <table border="1" data-bbox="472 880 1406 1357"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="472 880 754 1099">区 分</th> <th data-bbox="754 880 995 1099">組合等の損害評価結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (A)</th> <th data-bbox="995 880 1284 1099">当省が試算した引受単収を適切に設定した場合の損害評価の結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (B)</th> <th data-bbox="1284 880 1406 1099">A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1099 536 1357" rowspan="4">損害評価の結果</td> <td data-bbox="536 1099 754 1171">分割評価の有無及びその割合</td> <td data-bbox="754 1099 995 1171">有 10</td> <td data-bbox="995 1099 1284 1171">無</td> <td data-bbox="1284 1099 1406 1171" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1171 754 1211">減収量</td> <td data-bbox="754 1171 995 1211">461</td> <td data-bbox="995 1171 1284 1211">339</td> <td data-bbox="1284 1171 1406 1211">122</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1211 754 1283">共済事故による減収量</td> <td data-bbox="754 1211 995 1283">342</td> <td data-bbox="995 1211 1284 1283">339</td> <td data-bbox="1284 1211 1406 1283">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1283 754 1357">分割減収量</td> <td data-bbox="754 1283 995 1357">119</td> <td data-bbox="995 1283 1284 1357">0</td> <td data-bbox="1284 1283 1406 1357">119</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="472 1357 754 1397">共済金支払額</td> <td data-bbox="754 1357 995 1397">81,738</td> <td data-bbox="995 1357 1284 1397">81,021</td> <td data-bbox="1284 1357 1406 1397">717</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「分割減収量」欄の分割減収量の算定方法は以下のとおりである。 分割減収量 (119kg) = 当該耕地の基準単収 (641kg) × 分割評価の割合 (0.1) × 面積 (18.6 a) / 10</p>				区 分		組合等の損害評価結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (A)	当省が試算した引受単収を適切に設定した場合の損害評価の結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (B)	A-B	損害評価の結果	分割評価の有無及びその割合	有 10	無	/	減収量	461	339	122	共済事故による減収量	342	339	3	分割減収量	119	0	119	共済金支払額		81,738	81,021	717
区 分		組合等の損害評価結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (A)	当省が試算した引受単収を適切に設定した場合の損害評価の結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (B)	A-B																												
損害評価の結果	分割評価の有無及びその割合	有 10	無	/																												
	減収量	461	339	122																												
	共済事故による減収量	342	339	3																												
	分割減収量	119	0	119																												
共済金支払額		81,738	81,021	717																												

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑫ 損害評価要綱等に定められた方法と異なる評価方法により損害評価を行っているものの例（その 2：組合等が、損害評価員が行った現地調査結果に反した損害評価を行い、共済金を過大に支払っているもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																														
J 県	J c 組合 (農作物共済事業、麦)	<p>J c 組合において抽出調査対象とした農作物共済事業（麦）の延べ 9 農家等について、損害評価の実施状況について調査したところ、損害評価員による現地調査では肥培環境の不良として分割評価に該当するとされているにもかかわらず、損害評価員の調査結果を十分確認しないまま、分割評価を行わないとする損害評価を行ったものがみられる（1 農家等(Jc14)）。</p> <p>このような損害評価員が行った現地調査結果に反した損害評価を行った結果、次表のとおり、分割評価を適切に行った場合に比べて共済金の支払額は 6,342 円過大となっている。</p> <p>表 組合等による評価結果と分割評価を行った場合の評価結果の比較 (単位：%、kg、円)</p> <table border="1" data-bbox="469 801 1410 1319"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="469 801 775 1025">区 分</th> <th data-bbox="775 801 1015 1025">組合等の損害評価結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (A)</th> <th data-bbox="1015 801 1291 1025">当省が試算した損害評価員の損害評価結果に基づく結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (B)</th> <th data-bbox="1291 801 1410 1025">A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1025 557 1319" rowspan="4">損害評価の結果</td> <td data-bbox="557 1025 775 1133">分割評価の有無及びその割合</td> <td data-bbox="775 1025 1015 1133">無</td> <td data-bbox="1015 1025 1291 1133">有 20</td> <td data-bbox="1291 1025 1410 1133">▲20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 1133 775 1171">減収量</td> <td data-bbox="775 1133 1015 1171">122</td> <td data-bbox="1015 1133 1291 1171">122</td> <td data-bbox="1291 1133 1410 1171">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 1171 775 1245">共済事故による減収量</td> <td data-bbox="775 1171 1015 1245">122</td> <td data-bbox="1015 1171 1291 1245">80</td> <td data-bbox="1291 1171 1410 1245">42</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 1245 775 1319">分割減収量</td> <td data-bbox="775 1245 1015 1319">0</td> <td data-bbox="1015 1245 1291 1319">42</td> <td data-bbox="1291 1245 1410 1319">▲42</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="469 1319 775 1357">共済金支払額</td> <td data-bbox="775 1319 1015 1357">18,422</td> <td data-bbox="1015 1319 1291 1357">12,080</td> <td data-bbox="1291 1319 1410 1357">6,342</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「分割減収量」欄の分割減収量の算定方法は以下のとおりである。 分割減収量 (42kg) = 当該耕地面積 (0.87 a) × 当該耕地の基準単収 (241kg) × 分割評価の割合 (0.2)</p>				区 分		組合等の損害評価結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (A)	当省が試算した損害評価員の損害評価結果に基づく結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (B)	A-B	損害評価の結果	分割評価の有無及びその割合	無	有 20	▲20	減収量	122	122	0	共済事故による減収量	122	80	42	分割減収量	0	42	▲42	共済金支払額		18,422	12,080	6,342
区 分		組合等の損害評価結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (A)	当省が試算した損害評価員の損害評価結果に基づく結果及びその損害評価に基づく共済金の額 (B)	A-B																												
損害評価の結果	分割評価の有無及びその割合	無	有 20	▲20																												
	減収量	122	122	0																												
	共済事故による減収量	122	80	42																												
	分割減収量	0	42	▲42																												
共済金支払額		18,422	12,080	6,342																												

(注) 当省の調査結果による。

事例2-(3)-⑬ 損害評価員が自集落の損害評価を行っているもの

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																																																												
W県	Wd組合 (果樹共済事業、うんしゅうみかん)	<p>損害評価は、その適正を期する必要がある、損害評価員にその所属集落や自己所有地についての損害評価を担当させることは好ましくないとされている。</p> <p>しかし、Wd組合において抽出調査対象とした果樹共済事業(うんしゅうみかん)の延べ9農家等について、損害評価の際の損害評価員の構成状況を調査したところ、次表のとおり、損害評価員の半数以上が自集落の出身者で構成されているものが8農家等(14件)みられる。</p> <p>表 損害評価員が自集落の損害評価を行っているもの (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="469 696 1404 1384"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>農家等名</th> <th>共済事故発生年月日</th> <th>共済事故の種類</th> <th>損害評価員の編成状況 (自集落の評価員/評価員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">Wd組合</td> <td rowspan="2">Wd19</td> <td>平成13年7、8月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>13年7、8月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Wd20</td> <td>13年7、9、10月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>13年7月から9月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>Wa21</td> <td>13年7月15日から8月末</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Wd22</td> <td>13年7月15日から9月末</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>13年7月15日から9月末</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Wd23</td> <td>14年7月上旬から10月中旬</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>14年7月上旬から10月中旬</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Wd24</td> <td>14年7月から9月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>14年7月から9月</td> <td>干害</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Wd25</td> <td>14年7月から10月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>14年7月から10月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>Wd26</td> <td>14年7月から10月</td> <td>干害</td> <td>3/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>					組合等名	農家等名	共済事故発生年月日	共済事故の種類	損害評価員の編成状況 (自集落の評価員/評価員)	Wd組合	Wd19	平成13年7、8月	干害	3/3	13年7、8月	干害	3/3	Wd20	13年7、9、10月	干害	3/3	13年7月から9月	干害	3/3	Wa21	13年7月15日から8月末	干害	3/3	Wd22	13年7月15日から9月末	干害	3/3	13年7月15日から9月末	干害	3/3	Wd23	14年7月上旬から10月中旬	干害	3/3	14年7月上旬から10月中旬	干害	3/3	Wd24	14年7月から9月	干害	3/3	14年7月から9月	干害	3/4	Wd25	14年7月から10月	干害	3/3	14年7月から10月	干害	3/3	Wd26	14年7月から10月	干害	3/3
組合等名	農家等名	共済事故発生年月日	共済事故の種類	損害評価員の編成状況 (自集落の評価員/評価員)																																																										
Wd組合	Wd19	平成13年7、8月	干害	3/3																																																										
		13年7、8月	干害	3/3																																																										
	Wd20	13年7、9、10月	干害	3/3																																																										
		13年7月から9月	干害	3/3																																																										
	Wa21	13年7月15日から8月末	干害	3/3																																																										
	Wd22	13年7月15日から9月末	干害	3/3																																																										
		13年7月15日から9月末	干害	3/3																																																										
	Wd23	14年7月上旬から10月中旬	干害	3/3																																																										
		14年7月上旬から10月中旬	干害	3/3																																																										
	Wd24	14年7月から9月	干害	3/3																																																										
		14年7月から9月	干害	3/4																																																										
	Wd25	14年7月から10月	干害	3/3																																																										
		14年7月から10月	干害	3/3																																																										
	Wd26	14年7月から10月	干害	3/3																																																										

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑭ 損害評価の事務処理が適切に行われていないものの例（その 1：損害通知等に記載漏れがあるもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要				
S 県	S a 組合 S b 組合 S c 組合 S d 組合 (農作物共済事業、水稲・麦)	<p>組合等が行う損害評価のうち、悉皆調査については、農作物共済損害評価要綱において、組合員が提出した損害通知書に基づき損害評価員が現地調査を行って損害評価野帳を作成し、その損害評価野帳に基づき組合等が評価を行うこととされている。</p> <p>しかし、S a 組合、S b 組合、S c 組合及びS d 組合において抽出調査した農作物共済事業（水稲及び麦）の延べ54農家等について、これら損害評価に必要な書類が適切に作成されているか調査したところ、次表のとおり、災害年月日等が記載されていないものなどが15農家等みられる。</p>				
<p>表 損害評価に係る書類の記載が適切でないもの</p>						
		組合等名	年度	作目等	農家等名	不適切事項
		Sa組合	平成13	麦	Sa11	組合員名義変更届を受理しているにもかかわらず、農作物(麦)の引受台帳の組合員名を変更していない。
			15	麦	Sa16	組合員名義変更届を受理しているにもかかわらず、農作物(麦)の引受台帳の組合員名を変更していない。
			15	麦	Sa17	組合員名義変更届を受理しているにもかかわらず、農作物(麦)の引受台帳の組合員名を変更していない。
		Sb組合	15	麦	Sb16	損害評価野帳の一部が未記載(引受面積)
		Sc組合	13	水稲	Sc3	損害評価野帳の一部が未記載(災害年月日、訂正印)
			14	水稲	Sc4	損害評価野帳の一部が未記載(肥培管理)
		Sd組合	13	水稲	Sd1	損害評価書野帳の一部が未記載(災害年月日、修正印)
			13	水稲	Sd2	損害評価書野帳の一部が未記載(災害年月日)
			13	水稲	Sd3	損害評価書野帳の一部が未記載(災害年月日、修正印)
			14	水稲	Sd4	損害評価書野帳の一部が未記載(災害名)
			14	水稲	Sd5	損害評価書野帳の一部が未記載(災害名)
			14	水稲	Sd6	損害評価書野帳の一部が未記載(災害年月日)
			15	水稲	Sd7	損害評価書野帳の一部が未記載(災害名)
			15	水稲	Sd8	損害評価書野帳の一部が未記載(修正印)
			15	水稲	Sd9	損害評価書野帳の一部が未記載(災害名)
(注) 当省の調査結果による。						

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑮ 損害評価の事務処理が適切に行われていないものの例（その 2：その他、損害評価の事務処理が適切に行われていないもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び 作物等)	事例の概要																																													
P 県	P c 組合 P d 組合 (家畜共済事業、乳用牛・特定肉用牛等)	<p>家畜の死廃事故のうち、廃用事故については、家畜共済事務取扱要領において、組合員等は、肉皮等残存物を購入した食肉業者等から肉皮等残存物の価額を明らかにする書類を受け取り、組合等へ提出することと定められている。</p> <p>しかし、P c 組合及び P d 組合の抽出調査対象とした家畜共済事業（乳用牛及び特定肉用牛等）の延べ36農家について、家畜の死廃事故に係る肉皮残存物価額の算定状況を調査したところ、次表のとおり、組合員等にそれらの書類を提出させておらず、獣医師が測定した体重等に基づき算定した基準額をそのまま肉皮等残存物価額としているものが13農家（16件）みられる。</p> <p>表 獣医師の基準額をそのまま肉皮等残存物価額にしているもの</p> <table border="1" data-bbox="470 772 1308 1299"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>年度</th> <th>作目等</th> <th>農家等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">Pc組合</td> <td>平成13</td> <td>特定肉用牛等</td> <td>Pc28</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>乳用牛</td> <td>Pc22</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>乳用牛</td> <td>Pc24(2件)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>乳用牛</td> <td>Pc25</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>乳用牛</td> <td>Pc26(2件)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>特定肉用牛等</td> <td>Pc34</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>特定肉用牛等</td> <td>Pc35</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">Pd組合</td> <td>13</td> <td>乳用牛</td> <td>Pd12</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>乳用牛</td> <td>Pd14</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>乳用牛</td> <td>Pd15(2件)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>乳用牛</td> <td>Pd16</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>乳用牛</td> <td>Pd17</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>乳用牛</td> <td>Pd18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 農家等名のあとの()書の件数は同一農家で2件以上当該事例があったものの件数である。</p>	組合等名	年度	作目等	農家等名	Pc組合	平成13	特定肉用牛等	Pc28	14	乳用牛	Pc22	14	乳用牛	Pc24(2件)	15	乳用牛	Pc25	15	乳用牛	Pc26(2件)	15	特定肉用牛等	Pc34	15	特定肉用牛等	Pc35	Pd組合	13	乳用牛	Pd12	14	乳用牛	Pd14	14	乳用牛	Pd15(2件)	15	乳用牛	Pd16	15	乳用牛	Pd17	15	乳用牛	Pd18
組合等名	年度	作目等	農家等名																																												
Pc組合	平成13	特定肉用牛等	Pc28																																												
	14	乳用牛	Pc22																																												
	14	乳用牛	Pc24(2件)																																												
	15	乳用牛	Pc25																																												
	15	乳用牛	Pc26(2件)																																												
	15	特定肉用牛等	Pc34																																												
	15	特定肉用牛等	Pc35																																												
Pd組合	13	乳用牛	Pd12																																												
	14	乳用牛	Pd14																																												
	14	乳用牛	Pd15(2件)																																												
	15	乳用牛	Pd16																																												
	15	乳用牛	Pd17																																												
	15	乳用牛	Pd18																																												

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-㉓ 調査対象組合等において、共済金等の支払に係る業務が不適切なもの

(単位：農家等、円)

不適切事例の区分		道府県名	組合等名	農家等数	左のうち 共済金が 過大に支 払われて いる農家 等数	過大共 済金支 払額
支払対象とならない農家等に対し共済金等が支払われているもの	無事戻金の支払対象とならない農家等に対し無事戻金が支払われているもの	F 県	F b 組合	2	2	8,479
	待期間中の疾病に対し共済金が支払われているもの	R 県	R b 組合	1	1	2,670
計			2	3	3	11,149
無事戻金が過大に支払われているもの	F 県	F b 組合	1	1	254	
	G 県	G c 組合	1	1	1,134	
計			2	2	2	1,388
保険金の支払を受けた日から5日以内に農家等に対し共済金が支払われていないなど支払が遅延しているもの	T 県	T a 組合	3			
		T b 組合	3			
		T c 組合	5			
		T d 組合	2			
計			4	13		
共済金が地区の代表者に一括して支払われており、本来の支払対象者以外の者に共済金が支払われているもの	A 県	A b 組合	4			
計			1	4		
支払に係る事務手続き等が適切に行われていないもの	K 県	K a 組合	不明			
		K b 組合	不明			
		K c 組合	不明			
		K d 組合	不明			
	R 県	R c 組合	1			
		R d 組合	1			
	U 県	U a 組合	3			
		U b 組合	5			
		U c 組合	2			
		U d 組合	4			
W 県	W d 組合	1				
計			11	17		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「左のうち共済金が支払われている農家等数」欄は、実際の共済金支払額より過大であった農家等数を記載した。
 3 「その他支払に係る事務処理が適切に行われていないもの」欄の「K 県」の事例は、今回抽出調査対象とした農家等が該当するか否か不明であるため、「不適切事例のみられる農家等数」欄は不明とした。
 4 農家等数は、延べ数である。

事例 2-(3)-⑯ 支払対象とならない農家等に対し共済金等が支払われているものの例（その 1：無事戻金の支払対象とならない農家等に対し無事戻金が支払われているもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																			
F 県	F b 組合 (農作物共済事業、水稲)	<p>F b 組合は、無事戻金の支払限度額の算定について、定款等で次の図のとおり定めている。</p> <p>図 無事戻金の支払限度の算定状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{無事限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{前 3 事業年} \\ \text{度間の共済} \\ \text{掛金組合員} \\ \text{等負担分} \end{array} \right) \times 1/2 - \left(\begin{array}{l} \text{前 3 事業年度} \\ \text{間に支払われ} \\ \text{た共済金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前 2 事業年} \\ \text{度間に支払} \\ \text{われた無事} \\ \text{戻金} \end{array} \right)$ </div> <p>しかし、同組合で抽出調査対象とした農作物共済事業（水稲）の延べ12農家等とは別に無事戻金支払実績のある 3 農家等を抽出して、無事戻金の支払が適切に行われているか調査したところ、次表のとおり、平成14年度に支払った無事戻金を差し引かずに15年度の無事戻金の支払額が算定されたため、本来は、無事戻金の支払対象とならないものに対し無事戻金が支払われているものが 2 農家等みられる。</p> <p>表 無事戻金の支払対象とならない農家等に対して無事戻金が支払われているもの</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>農家等名</th> <th>実際に払い戻された無事戻金の額 (A)</th> <th>当省が試算した無事戻金の額 (B)</th> <th>A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F b 組合</td> <td>Fb61</td> <td style="text-align: center;">6,087</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">6,087</td> </tr> <tr> <td>Fb63</td> <td style="text-align: center;">2,392</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2,392</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td style="text-align: center;">8,479</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8,479</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 これらの農家等は抽出対象4, 123農家とは別に無事戻金支払実績のある 3 農家等を別途抽出して調査を行ったものである。</p>	組合等名	農家等名	実際に払い戻された無事戻金の額 (A)	当省が試算した無事戻金の額 (B)	A-B	F b 組合	Fb61	6,087	0	6,087	Fb63	2,392	0	2,392	計	2	8,479	0	8,479
組合等名	農家等名	実際に払い戻された無事戻金の額 (A)	当省が試算した無事戻金の額 (B)	A-B																	
F b 組合	Fb61	6,087	0	6,087																	
	Fb63	2,392	0	2,392																	
計	2	8,479	0	8,479																	

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑰ 支払対象とならない農家等に対し共済金等が支払われているものの例（その 2：待期間中の疾病に対し共済金が支払われているもの）

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要										
R 県	R b 組合 (家畜共済事業、肉用牛等)	<p>R b 組合は、家畜共済の共済金の請求について、定款等で、組合員等は、待期間中に共済事故が発生したときは、その共済事故の原因が共済責任の開始後に生じたことを証明しなければ共済金を請求することができないと定めている。</p> <p>しかし、同組合の抽出調査対象とした家畜共済事業（肉用牛）の延べ 9 農家等について、待期間中の共済事故に対して共済金が支払われていないか調査したところ、次表のとおり、共済事故の発生原因が共済責任期間開始後に生じたことが明らかでないにもかかわらず、待期間中の共済事故に対して共済金が支払われているものが 1 農家等みられる。</p> <p>表 待期間中の共済事故に共済金が支払われているもの (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="464 801 1350 954"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 801 571 875">農家等名</th> <th data-bbox="571 801 719 875">共済責任開始日</th> <th data-bbox="719 801 962 875">待期間</th> <th data-bbox="962 801 1220 875">共済事故発生日及び事故の内容</th> <th data-bbox="1220 801 1350 875">共済金支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 875 571 954">Rb31</td> <td data-bbox="571 875 719 954">平成14年12月12日</td> <td data-bbox="719 875 962 954">平成14年12月12日から12月26日</td> <td data-bbox="962 875 1220 954">平成14年12月25日 気管支炎</td> <td data-bbox="1220 875 1350 954">2,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	農家等名	共済責任開始日	待期間	共済事故発生日及び事故の内容	共済金支払額	Rb31	平成14年12月12日	平成14年12月12日から12月26日	平成14年12月25日 気管支炎	2,670
農家等名	共済責任開始日	待期間	共済事故発生日及び事故の内容	共済金支払額								
Rb31	平成14年12月12日	平成14年12月12日から12月26日	平成14年12月25日 気管支炎	2,670								

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑱ 無事戻金が過大に支払われているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要								
G 県	G c 組合 (農作物共済事業、水稲)	<p>G c 組合は、無事戻金の支払限度額の算定について、定款等で次の図のとおり定めている。</p> <p>図 無事戻金の支払限度の算定状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{無事戻限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{前 3 事業年} \\ \text{度間の共済} \\ \text{掛金組合員} \\ \text{等負担分} \end{array} \right) \times 1/2 - \left(\begin{array}{l} \text{前 3 事業年度} \\ \text{間に支払われ} \\ \text{た共済金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前 2 事業年} \\ \text{度間に支払} \\ \text{われた無事} \\ \text{戻金} \end{array} \right)$ </div> <p>しかし、G c 組合で抽出調査対象とした農作物共済事業（水稲）の延べ12農家等とは別に無事戻金の支払実績のある4農家等を抽出して、無事戻金の計算等についての誤りの有無を調査したところ、次表のとおり、平成14年度無事戻金として支払うことができる金額を算定する際に、13年度に支払われた無事戻金額が差し引かれずに、無事戻金額が算定されているため、無事戻金が過大に支払われているものが1農家等みられる。</p> <p>表 事務処理のミス等から、無事戻金が過大に支払われているもの (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">農家等名</th> <th style="width: 20%;">実際に払い戻された無事戻金の額 (A)</th> <th style="width: 20%;">当省が試算した無事戻金の額 (B)</th> <th style="width: 20%;">A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Gc61</td> <td>4,004</td> <td>2,870</td> <td>1,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 これらの農家等は抽出対象4,123農家とは別に無事戻金支払実績のある農家等を別途抽出して調査を行ったものである。</p> <p>なお、この結果を踏まえて、当該事例の原因等を調査したところ、平成14年度に本所と支所間で無事戻金等のデータの一部（G c 組合管内4町村内の組合員等に関する無事戻金支払データ）についての移行作業を実施した際に、データ入力の作業手順を間違ったため、該当4町村内の組合員等に係る平成13年度の無事戻金支払データが、すべて計算システムから落ちてしまったために発生した事例の一部であることが判明した。よって、平成14年度に無事戻金が支払われた4町村内の組合員633人の計1,394,642円が過払いとなっている。</p>	農家等名	実際に払い戻された無事戻金の額 (A)	当省が試算した無事戻金の額 (B)	A-B	Gc61	4,004	2,870	1,134
農家等名	実際に払い戻された無事戻金の額 (A)	当省が試算した無事戻金の額 (B)	A-B							
Gc61	4,004	2,870	1,134							

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑱ 保険金の支払を受けた日から5日以内に農家等に対し共済金が支払われていないなど支払が遅延しているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要												
T 県	T a 組合 (園芸施設共済事業)	<p>T a 組合は、定款等で、共済金は、連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に組合員等に振り込むことと定めている。</p> <p>しかし、T a 組合で抽出調査対象とした園芸施設共済事業の調査対象の延べ9農家等について、共済金の支払業務について調査したところ、次表のとおり、組合が連合会から保険金を受けた日から5日以内に農家等に対し共済金が支払われていないものが1農家等みられる。</p> <p>表 事務処理のミス等から、共済金の支払が遅延しているもの (単位：日)</p> <table border="1" data-bbox="491 696 1390 916"> <thead> <tr> <th>共済事業の種類</th> <th>農家等名</th> <th>保険金支払期日 (A)</th> <th>共済金の支払期日 (B=A+5)</th> <th>実際の共済金支払日 (C)</th> <th>遅延日数 (C-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園芸施設</td> <td>Ta37</td> <td>平成14年 4月26日</td> <td>平成14年 5月1日</td> <td>平成14年 5月2日</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	共済事業の種類	農家等名	保険金支払期日 (A)	共済金の支払期日 (B=A+5)	実際の共済金支払日 (C)	遅延日数 (C-B)	園芸施設	Ta37	平成14年 4月26日	平成14年 5月1日	平成14年 5月2日	1
共済事業の種類	農家等名	保険金支払期日 (A)	共済金の支払期日 (B=A+5)	実際の共済金支払日 (C)	遅延日数 (C-B)									
園芸施設	Ta37	平成14年 4月26日	平成14年 5月1日	平成14年 5月2日	1									

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-⑳ 共済金が地区の代表者に一括して支払われており、本来の支払対象者以外の者に共済金が支払われているものの例

道府県名	組合等名 (共済事業の種類及び作物等)	事例の概要																											
A 県	A b 組合 (畑作物共済事業、大豆)	<p>A b 組合は、定款等で、共済金及び無事戻金は加入者本人に支払うこととしているが、一定の要件を満たした場合は、一括地域支払集団として、構成員である組員等の共済金を代表者の金融機関の口座に振り込むことができると定めている。</p> <p>しかし、A b 組合で抽出調査対象とした畑作物共済事業（大豆）の延べ12農家等について、共済金の支払先を調査したところ、次表のとおり、共済金の一括支払地域集団の要件を満たしていないにもかかわらず、共済金の加入者本人ではなく、加入者が所属する団体名義の金融機関に振り込まれているものが、4 農家等みられる。</p> <p>表 加入者本人ではなく、一括地域支払集団の要件を備えていない団体の口座に、共済金が振り込まれているもの (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="464 801 1425 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 801 560 913">農家等名</th> <th data-bbox="560 801 815 913">共済金の支払日</th> <th data-bbox="815 801 959 913">共済金支払額</th> <th data-bbox="959 801 1425 913">共済金の振込先金融機関及び振込先の口座名義人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 913 560 987">Ab38</td> <td data-bbox="560 913 815 987">平成13年12月17日</td> <td data-bbox="815 913 959 987">34,720</td> <td data-bbox="959 913 1425 987">K農業協同組合 N支店 K転作技術会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 987 560 1061">Ab44</td> <td data-bbox="560 987 815 1061">15年1月27日</td> <td data-bbox="815 987 959 1061">888</td> <td data-bbox="959 987 1425 1061">K農業協同組合 N支店 K転作技術会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1061 560 1135">Ab45</td> <td data-bbox="560 1061 815 1135">16年1月26日</td> <td data-bbox="815 1061 959 1135">118,859</td> <td data-bbox="959 1061 1425 1135">K農業協同組合 N支店 N大豆組合 代表 N. T</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1135 560 1209">Ab46</td> <td data-bbox="560 1135 815 1209">16年1月26日</td> <td data-bbox="815 1135 959 1209">43,708</td> <td data-bbox="959 1135 1425 1209">K農業協同組合 N支店 K転作技術会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1209 560 1249">計</td> <td data-bbox="560 1209 815 1249"></td> <td data-bbox="815 1209 959 1249">198,175</td> <td data-bbox="959 1209 1425 1249"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「共済金の振込先金融機関及び振込先の口座名義人」欄のアルファベットは、本表限りのものであり、本報告書で使用している道府県名及び組合等名の符号と連動していない。</p>				農家等名	共済金の支払日	共済金支払額	共済金の振込先金融機関及び振込先の口座名義人	Ab38	平成13年12月17日	34,720	K農業協同組合 N支店 K転作技術会	Ab44	15年1月27日	888	K農業協同組合 N支店 K転作技術会	Ab45	16年1月26日	118,859	K農業協同組合 N支店 N大豆組合 代表 N. T	Ab46	16年1月26日	43,708	K農業協同組合 N支店 K転作技術会	計		198,175	
農家等名	共済金の支払日	共済金支払額	共済金の振込先金融機関及び振込先の口座名義人																										
Ab38	平成13年12月17日	34,720	K農業協同組合 N支店 K転作技術会																										
Ab44	15年1月27日	888	K農業協同組合 N支店 K転作技術会																										
Ab45	16年1月26日	118,859	K農業協同組合 N支店 N大豆組合 代表 N. T																										
Ab46	16年1月26日	43,708	K農業協同組合 N支店 K転作技術会																										
計		198,175																											

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-㊦ 支払に係る事務手続き等が適切に行われていないものの例

道府県名	組合等名 (共済事業 の種類及び 作物等)	事例の概要																			
K 県	K a 組合 K b 組合 K c 組合 K d 組合 (果樹共済 事業、 園芸施設共 済事業)	<p>K a 組合、K b 組合、K c 組合及びK d 組合は、定款等で、農作物、果樹、畑作物及び園芸施設共済事業について、無事戻し制度を設けており、平成15年度までは、「無事戻しをすることとする」と定めていた。</p> <p>しかし、同 4 組合の平成13年度から15年度における農作物、果樹、畑作物及び園芸施設共済事業について、無事戻金の支払状況を調査したところ、無事戻金の不払いを理事会での協議や総代会への提案を行っていないにもかかわらず、無事戻金の支払を行っていないものが、果樹共済事業でK d 組合を除く 3 組合及び園芸施設共済事業で 4 組合みられる。</p> <p>なお、4 組合とも、平成16年度の総会で、無事戻金に関する規定を「無事戻しをすることができる」との条文に変更しており、今後は、組合等の判断で無事戻しの支払の決定がなされることとなる。</p>																			
R 県	R c 組合 R d 組合 (家畜共済 事業、乳用 牛・肉用牛 等)	<p>R c 組合及びR d 組合は、定款等で、指定獣医師（組合と指定獣医師契約を締結している獣医師）の診療を受けた場合で、組合員が当該診療に係る共済金の受領を当該指定獣医師に委任したときは、当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に共済金を振り込むことと定めている。</p> <p>しかし、両組合の抽出調査対象とした家畜共済事業（R c 組合の乳用牛及びR d 組合の肉用牛等）の延べ18農家等について、代理受領委任状が適切に記載されているかを調査したところ、表 1 のとおり、代理受領委任状の記載が不適切にもかかわらず、共済金が支払われているものが、2 農家等（3 件）みられる。</p> <p>表 1 代理受領委任状の記載が不適切なもの</p> <table border="1" data-bbox="464 1173 1362 1397"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>農家等名</th> <th>代理委任状の発行日</th> <th>不適切内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rd組合</td> <td>Rd34</td> <td>平成15年8月31日</td> <td>診療費総額を獣医師の訂正印のみで訂正。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Rc組合</td> <td rowspan="2">Rc23</td> <td>15年4月26日</td> <td rowspan="2">個体番号又は耳標及び各号が記載漏れ</td> </tr> <tr> <td>15年7月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>両組合は、表 2 のとおり、R 県の常例検査において、本事例と同様の指摘を受けていたが、その後の改善効果が十分みられない。</p> <p>表 2 常例検査における指摘事項及び組合等の回答</p> <table border="1" data-bbox="464 1615 1390 1906"> <thead> <tr> <th>組合等名</th> <th>指摘事項</th> <th>組合等回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rd組合</td> <td>平成13年度検査(検査対象:12年度)。 不正防止の観点から、訂正箇所(組合員本人の押印)についての周知、書類受理時の点検等の徹底を図ること。</td> <td>共済加入者及び指定獣医師に文書で周知徹底し、組合においても指摘事項の解消に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	組合等名	農家等名	代理委任状の発行日	不適切内容	Rd組合	Rd34	平成15年8月31日	診療費総額を獣医師の訂正印のみで訂正。	Rc組合	Rc23	15年4月26日	個体番号又は耳標及び各号が記載漏れ	15年7月12日	組合等名	指摘事項	組合等回答	Rd組合	平成13年度検査(検査対象:12年度)。 不正防止の観点から、訂正箇所(組合員本人の押印)についての周知、書類受理時の点検等の徹底を図ること。	共済加入者及び指定獣医師に文書で周知徹底し、組合においても指摘事項の解消に努める。
組合等名	農家等名	代理委任状の発行日	不適切内容																		
Rd組合	Rd34	平成15年8月31日	診療費総額を獣医師の訂正印のみで訂正。																		
Rc組合	Rc23	15年4月26日	個体番号又は耳標及び各号が記載漏れ																		
		15年7月12日																			
組合等名	指摘事項	組合等回答																			
Rd組合	平成13年度検査(検査対象:12年度)。 不正防止の観点から、訂正箇所(組合員本人の押印)についての周知、書類受理時の点検等の徹底を図ること。	共済加入者及び指定獣医師に文書で周知徹底し、組合においても指摘事項の解消に努める。																			

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="466 188 604 589">Rc組合</td> <td data-bbox="604 188 995 589"> <p>平成12年度検査(検査対象:平成11年度)及び平成13年度検査(検査対象:平成12年度)。 両年度とも、不正防止の観点から、訂正印を組合員等本人にも求めるなど適切な委任状作成に関して組合員等及び獣医師に周知徹底を図ること。</p> </td> <td data-bbox="995 188 1383 589"> <p>(平成12年度) 今後このようなことのないよう十分注意し、指定獣医師に趣旨徹底を図り、適正な事務処理に努める。 (平成14年度) 委任状の訂正箇所には、委任者が押印することを加入者、指定獣医師に周知徹底されるよう指導する。</p> </td> </tr> </table>	Rc組合	<p>平成12年度検査(検査対象:平成11年度)及び平成13年度検査(検査対象:平成12年度)。 両年度とも、不正防止の観点から、訂正印を組合員等本人にも求めるなど適切な委任状作成に関して組合員等及び獣医師に周知徹底を図ること。</p>	<p>(平成12年度) 今後このようなことのないよう十分注意し、指定獣医師に趣旨徹底を図り、適正な事務処理に努める。 (平成14年度) 委任状の訂正箇所には、委任者が押印することを加入者、指定獣医師に周知徹底されるよう指導する。</p>
Rc組合	<p>平成12年度検査(検査対象:平成11年度)及び平成13年度検査(検査対象:平成12年度)。 両年度とも、不正防止の観点から、訂正印を組合員等本人にも求めるなど適切な委任状作成に関して組合員等及び獣医師に周知徹底を図ること。</p>	<p>(平成12年度) 今後このようなことのないよう十分注意し、指定獣医師に趣旨徹底を図り、適正な事務処理に努める。 (平成14年度) 委任状の訂正箇所には、委任者が押印することを加入者、指定獣医師に周知徹底されるよう指導する。</p>			
(注) 当省の調査結果による。					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-㉔ 今回の調査結果における主な指摘事項に係る道府県の常例検査の実施状況

事例の種類		事例が みられた道府 県数	事例を察知可能なチェック リストの有無		常例検査における指摘の有無		
			有	無	指摘して いない	指摘した が改善を フォロー アップし ていない	その他
引受 関係	共済の加入申込期限等が共済責任期間の開始前となるように定款等に規定していない	23	1 (K)	22	22	0	1 (K)
	共済掛金納入期限を共済責任期間開始前となるように定款等に規定していない	17	1 (K)	16	16	0	1 (K)
	共済責任期間の開始前までに加入承諾を行っていない(畑作物共済)	7	5 (B, D, K, Q, S)	2 (A, F)	7	0	0
	定款等で引き受けしないこととしている同一作物の連作耕地等を引き受けている	1	0	1 (U)	1	0	0
	同一の耕地を二重に引き受けている	3	0	3 (I, J, W)	3	0	0
	共済価額を過大又は過少に設定して引き受けている	2	0	2 (A, L)	2	0	0
	誤った時価現有率で共済価額の算定を行っている	1	0	1 (W)	1	0	0
	引受耕地面積と市町村確認野帳等の面積を整合性が取れていない	9	0	9 (A, D, J, N, O, P, S, V, W)	6 (J, O, N, P, S, W)	2 (A, D)	1 (V)
	引受前に行くこととされている家畜の健康診断を共済の引受後に行っている	3	1 (T)	2 (A, B)	2 (A, B)	1 (T)	0
徴収 関係	延滞金を徴収していない	5	5 (B, J, O, P, S)	0	2 (B, J)	2 (O, S)	1 (P)
損害 評価 関係	損害評価員が自集落の損害評価を行っている	1	0	1 (W)	1 (W)	0	0
支払 関係	共済金が地区の代表者に一括して支払われており、本来の支払対象者以外の者に共済金が支払われている	1	0	1 (A)	1 (A)	0	0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 共済業務の運営に係る不適切事例のうち、主なものについて作成した。
 3 「事例を察知可能なチェックリストの有無」及び「常例検査における指摘の有無」欄の()内のアルファベットは、道府県名を示す。
 4 「常例検査における指摘の有無」欄の「その他」は、常例検査における指摘の有無が不明であるもの、常例検査では把握が困難なもの、常例検査の検査対象農家を抽出で選定しているために指摘対象となっていないもの、改善指導中のものである。